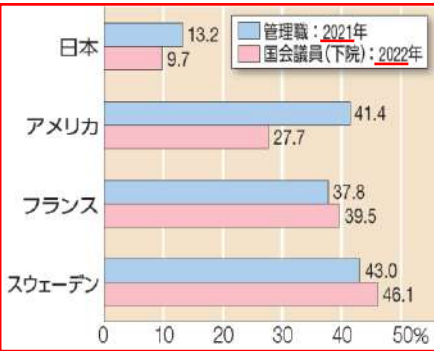
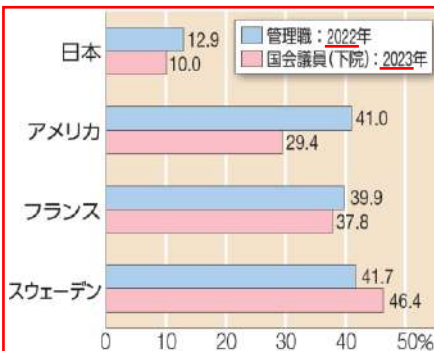
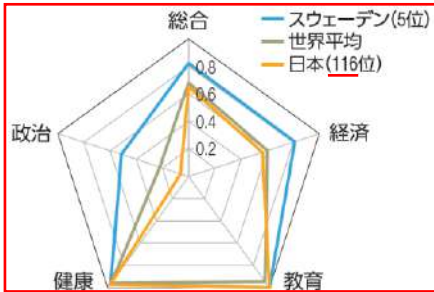
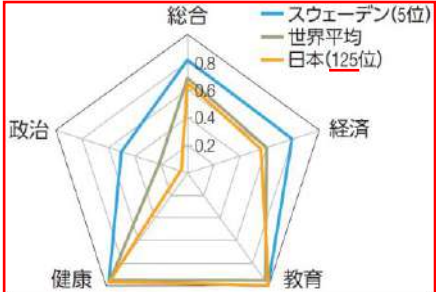
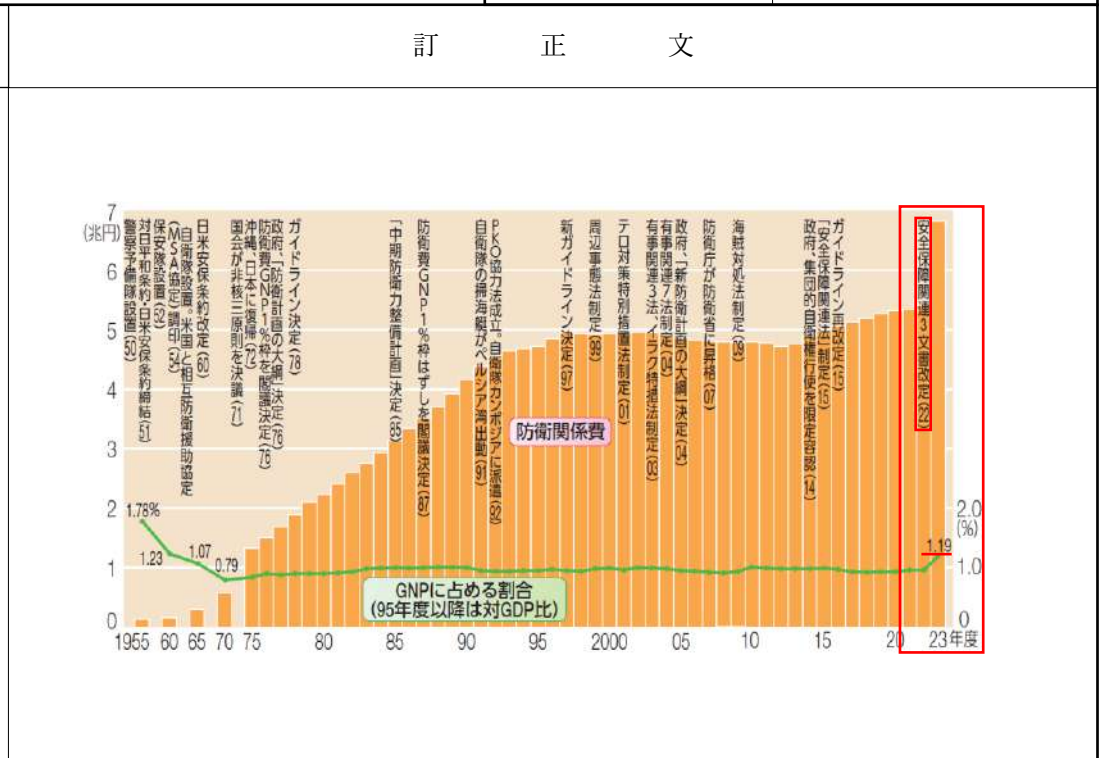
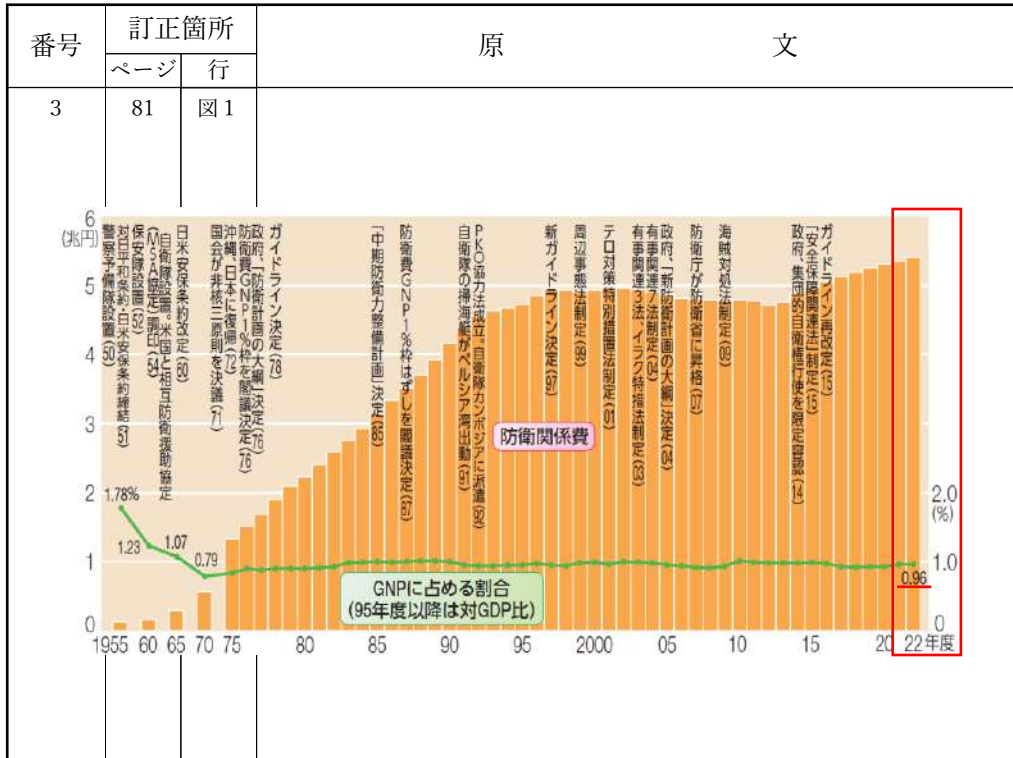


番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
1	56	図1		
2		図2	 <p>各国の男女間の格差を示す指標で、経済・教育・健康・政治の各分野の値を総合して算出する。1は完全な平等、0は完全な不平等をあらわす</p> <p>2 ジェンダーギャップ指数 2022年。「Global Gender Gap Report」による。 Check! 日本はどの分野で女性の参画が遅れているだろうか。</p>	 <p>各国の男女間の格差を示す指標で、経済・教育・健康・政治の各分野の値を総合して算出する。1は完全な平等、0は完全な不平等をあらわす</p> <p>2 ジェンダーギャップ指数 2023年。「Global Gender Gap Report」による。 Check! 日本はどの分野で女性の参画が遅れているだろうか。</p>



番号 4 訂正箇所 ページ 102 行 表3

条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数
世界人権宣言	1948			
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	83
難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146
婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123
人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182
国際人権規約(社会権規約)	1966	1976	○ 1979	171
国際人権規約(自由権規約)	1966	1976	○ 1979	173
難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147
女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189
拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	173
子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196
自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		90
障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	185

3 主な人権条約と日本の批准状況 2022年10月末現在。国連資料による。 **Check!** 日本が未批准の条約や批准年の遅い条約があるのはなぜか、考えてみよう。

条約名	採択年	発効年	日本の批准年	締約国数
世界人権宣言	1948			
人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約	1949	1951	○ 1958	82
難民の地位に関する条約	1951	1954	○ 1981	146
婦人の参政権に関する条約	1952	1954	○ 1955	123
人種差別撤廃条約	1965	1969	○ 1995	182
国際人権規約(社会権規約)	1966	1976	○ 1979	171
国際人権規約(自由権規約)	1966	1976	○ 1979	173
難民の地位に関する議定書	1967	1967	○ 1982	147
女性差別撤廃条約	1979	1981	○ 1985	189
拷問等禁止条約	1984	1987	○ 1999	173
子どもの権利条約	1989	1990	○ 1994	196
自由権規約第2選択議定書(死刑廃止条約)	1989	1991		90
障害者権利条約	2006	2008	○ 2014	188

3 主な人権条約と日本の批准状況 2023年10月末現在。国連資料による。 **Check!** 日本が未批准の条約や批准年の遅い条約があるのはなぜか、考えてみよう。

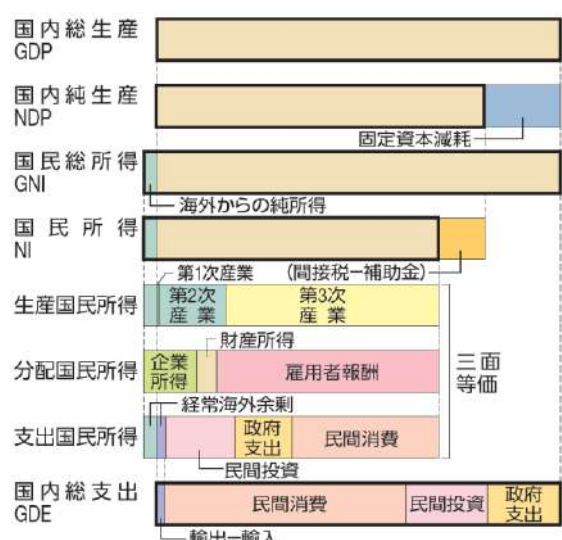
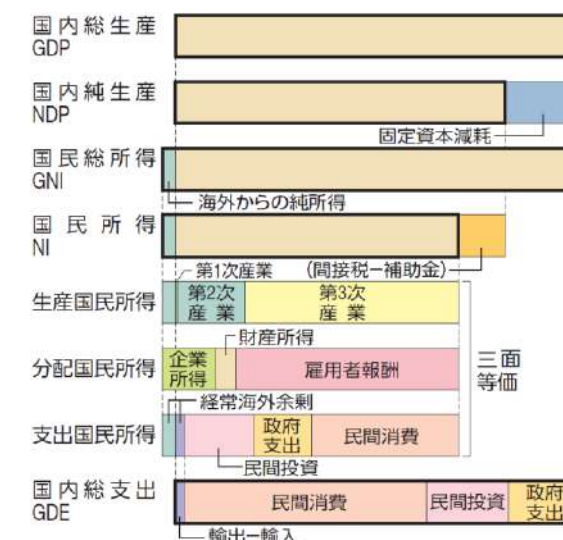
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
5	109	図2 解説	<p>②衆議院議員選挙における世代別投票率の推移 2019年参議院議員選挙における10代の投票率は<u>31.33%</u>。総務省資料による。</p>	<p>②衆議院議員選挙における世代別投票率の推移 2022年参議院議員選挙における10代の投票率は<u>35.42%</u>。総務省資料による。</p>
6	113	図4	<p>責任者は国務大臣 *東日本大震災からの復興をはかるため、2012年に新設(2030年度まで設置) **2023年4月に設置予定 (削除) 会計検査院</p> <p>④日本の行政機構 2022年10月現在。1999年成立の中央省庁等改革関連法で、2001年1月から1府12省庁に再編された。内閣府は各省庁より1段高い立場から、政府内の政策の総合調整をおこなう。</p>	<p>責任者は国務大臣 *東日本大震災からの復興をはかるため、2012年に新設(2030年度まで設置)</p> <p>④日本の行政機構 2023年10月現在。1999年成立の中央省庁等改革関連法で、2001年1月から1府12省庁に再編された。内閣府は各省庁より1段高い立場から、政府内の政策の総合調整をおこなう。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
7	124	図3	<p>国庫支出金16.4 地方債8.4 地方交付税19.9 地方特例交付金0.3 地方税45.5% 地方譲与税2.9 特定財源4.9 使用料・手数料1.7 雑収入4.9 総額 90兆 5,918億円</p> <p>※特定財源は、用途が指定されている。</p> <p>3 地方財政の歳入構成 2022年度地方財政計画。総務省資料による。 Check!</p>	<p>国庫支出金16.3 地方債7.4 地方交付税20.0 地方特例交付金0.2 地方税46.6% 地方譲与税2.8 特定財源5.0 使用料・手数料1.7 雑収入5.0 総額 92兆 350億円</p> <p>※特定財源は、用途が指定されている。</p> <p>3 地方財政の歳入構成 2023年度地方財政計画。総務省資料による。 Check!</p>
8	131	図3	<p>1970 75 80 85 90 95 2000 05 10 15年</p> <p>● 合憲 ▲ 違憲状態 ■ 違憲</p>	<p>1970 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20年</p> <p>● 合憲 ▲ 違憲状態 ■ 違憲</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
9	65	注①	日本国憲法第25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する」とし、社会福祉、社会保障、および公衆衛生の向上を国に義務づけている。	日本国憲法第25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とし、社会福祉、社会保障、および公衆衛生の向上を国に義務づけている。
10	77	2	この改正案は、日本ではじめてとなる男女普通選挙によって選ばれた衆議院議員で構成される第90帝国議会に提出された。	この改正案は、日本ではじめてとなる男女普通選挙によって選ばれた衆議院議員で構成される第90回帝国議会に提出された。
11	84-85	15-4	これを受けて2015年には、集団的自衛権の行使や米軍などに対する後方支援の拡大などを盛りこんだ「安全保障関連法」が制定された。これによって武力攻撃事態法が改正され、政府が存立危機事態を認定すれば、自衛隊は自国の防衛のため、武力で他国を守ることも可能になった。自衛隊法も改正され、存立危機事態の際、首相は自衛隊に海外で武力行使をするための出動(防衛出動)を命ずることが可能になった。こんにち、憲法の平和主義は大きな転換点に立たされている。	これを受けて2015年には、集団的自衛権の行使や米軍などに対する後方支援の拡大などを盛りこんだ「安全保障関連法」が制定された。これによって、政府が存立危機事態を認定すれば、自衛隊は自国の防衛のため、武力で他国を守ることも可能となり、首相は自衛隊に海外で武力行使するための出動(防衛出動)を命ずることも可能になった。また、2022年の国家安全保障戦略では、敵基地攻撃能力(反撃能力)の容認や防衛費の大幅増額が示された。こんにち、憲法の平和主義は大きな転換点に立たされている。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
12	94	22-24	<p>性的少数派の権利保障 ▶ 性同一性障がい者や性的少数者(LGBT)の権利の保障も、重要な課題である。世界的には、同性間のパートナーシップに法的保護を与える国が増えている。東京都渋谷区が同性パートナーシップ条例を制定してから(2015年)、日本でも同様の取り組みを進める自治体が増えている。また、<u>2003年制定の性同一性障害者特例法は、一定の条件を満たした人について、家庭裁判所の審判により、性別の取り扱いを変更することを可能とした。</u></p>	<p>性的少数派の権利保障 ▶ 性同一性障がい者や性的少数者(LGBT)の権利の保障も、重要な課題である。世界的には、同性間のパートナーシップに法的保護を与える国が増えている。東京都渋谷区が同性パートナーシップ条例を制定してから(2015年)、日本でも同様の取り組みを進める自治体が増えている。また、<u>2023年には国や自治体、企業などに対して、性的指向やアイデンティティの多様性に関する理解の増進を求め、不当な差別はあってはならないとするLGBT理解増進法が制定された。</u></p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																		
	ページ	行																																																																				
13	146	表1																																																																				
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>企業名・肩書</th> <th>保有資産額(億ドル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>テスラ最高経営責任者</u></td><td><u>2,190</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>Amazon創業者兼取締役会長</u></td><td><u>1,710</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>LVMH取締役会長</u></td><td><u>1,580</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>マイクロソフト創業者</u></td><td><u>1,290</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>投資家, パークシャー・ハサウェイ最高経営責任者</u></td><td><u>1,180</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>Google共同創業者</u></td><td><u>1,110</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>Google共同創業者</u></td><td><u>1,070</u></td></tr> <tr><td>8</td><td><u>オラクル・コーポレーション創業者兼会長</u></td><td><u>1,060</u></td></tr> <tr><td>9</td><td><u>マイクロソフト元最高経営責任者</u></td><td><u>914</u></td></tr> <tr><td>10</td><td><u>リライアンス・インダストリーズ会長</u></td><td><u>907</u></td></tr> </tbody> </table> <p>①世界の富豪上位10人 <u>2022年</u>。フォーブス・ジャパンによる。</p>	順位	企業名・肩書	保有資産額(億ドル)	1	<u>テスラ最高経営責任者</u>	<u>2,190</u>	2	<u>Amazon創業者兼取締役会長</u>	<u>1,710</u>	3	<u>LVMH取締役会長</u>	<u>1,580</u>	4	<u>マイクロソフト創業者</u>	<u>1,290</u>	5	<u>投資家, パークシャー・ハサウェイ最高経営責任者</u>	<u>1,180</u>	6	<u>Google共同創業者</u>	<u>1,110</u>	7	<u>Google共同創業者</u>	<u>1,070</u>	8	<u>オラクル・コーポレーション創業者兼会長</u>	<u>1,060</u>	9	<u>マイクロソフト元最高経営責任者</u>	<u>914</u>	10	<u>リライアンス・インダストリーズ会長</u>	<u>907</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>企業名・肩書</th> <th>保有資産額(億ドル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td><u>LVMH取締役会長</u></td><td><u>2,110</u></td></tr> <tr><td>2</td><td><u>テスラ最高経営責任者</u></td><td><u>1,800</u></td></tr> <tr><td>3</td><td><u>Amazon創業者兼取締役会長</u></td><td><u>1,140</u></td></tr> <tr><td>4</td><td><u>オラクル・コーポレーション創業者兼会長</u></td><td><u>1,070</u></td></tr> <tr><td>5</td><td><u>投資家, パークシャー・ハサウェイ最高経営責任者</u></td><td><u>1,060</u></td></tr> <tr><td>6</td><td><u>マイクロソフト創業者</u></td><td><u>1,040</u></td></tr> <tr><td>7</td><td><u>ブルームバーグ創業者</u></td><td><u>945</u></td></tr> <tr><td>8</td><td><u>テルメックス最高経営責任者</u></td><td><u>930</u></td></tr> <tr><td>9</td><td><u>リライアンス・インダストリーズ会長</u></td><td><u>834</u></td></tr> <tr><td>10</td><td><u>マイクロソフト元最高経営責任者</u></td><td><u>805</u></td></tr> </tbody> </table> <p>①世界の富豪上位10人 <u>2023年</u>。フォーブス・ジャパンによる。</p>	順位	企業名・肩書	保有資産額(億ドル)	1	<u>LVMH取締役会長</u>	<u>2,110</u>	2	<u>テスラ最高経営責任者</u>	<u>1,800</u>	3	<u>Amazon創業者兼取締役会長</u>	<u>1,140</u>	4	<u>オラクル・コーポレーション創業者兼会長</u>	<u>1,070</u>	5	<u>投資家, パークシャー・ハサウェイ最高経営責任者</u>	<u>1,060</u>	6	<u>マイクロソフト創業者</u>	<u>1,040</u>	7	<u>ブルームバーグ創業者</u>	<u>945</u>	8	<u>テルメックス最高経営責任者</u>	<u>930</u>	9	<u>リライアンス・インダストリーズ会長</u>	<u>834</u>	10	<u>マイクロソフト元最高経営責任者</u>	<u>805</u>
順位	企業名・肩書	保有資産額(億ドル)																																																																				
1	<u>テスラ最高経営責任者</u>	<u>2,190</u>																																																																				
2	<u>Amazon創業者兼取締役会長</u>	<u>1,710</u>																																																																				
3	<u>LVMH取締役会長</u>	<u>1,580</u>																																																																				
4	<u>マイクロソフト創業者</u>	<u>1,290</u>																																																																				
5	<u>投資家, パークシャー・ハサウェイ最高経営責任者</u>	<u>1,180</u>																																																																				
6	<u>Google共同創業者</u>	<u>1,110</u>																																																																				
7	<u>Google共同創業者</u>	<u>1,070</u>																																																																				
8	<u>オラクル・コーポレーション創業者兼会長</u>	<u>1,060</u>																																																																				
9	<u>マイクロソフト元最高経営責任者</u>	<u>914</u>																																																																				
10	<u>リライアンス・インダストリーズ会長</u>	<u>907</u>																																																																				
順位	企業名・肩書	保有資産額(億ドル)																																																																				
1	<u>LVMH取締役会長</u>	<u>2,110</u>																																																																				
2	<u>テスラ最高経営責任者</u>	<u>1,800</u>																																																																				
3	<u>Amazon創業者兼取締役会長</u>	<u>1,140</u>																																																																				
4	<u>オラクル・コーポレーション創業者兼会長</u>	<u>1,070</u>																																																																				
5	<u>投資家, パークシャー・ハサウェイ最高経営責任者</u>	<u>1,060</u>																																																																				
6	<u>マイクロソフト創業者</u>	<u>1,040</u>																																																																				
7	<u>ブルームバーグ創業者</u>	<u>945</u>																																																																				
8	<u>テルメックス最高経営責任者</u>	<u>930</u>																																																																				
9	<u>リライアンス・インダストリーズ会長</u>	<u>834</u>																																																																				
10	<u>マイクロソフト元最高経営責任者</u>	<u>805</u>																																																																				

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
14	163	図1	 <p>国内総生産 GDP</p> <p>国内純生産 NDP</p> <p>国民総所得 GNI</p> <p>国民所得 NI</p> <p>生産国民所得</p> <p>分配国民所得</p> <p>支出国民所得</p> <p>国内総支出 GDE</p> <p>輸出-輸入</p> <p>固定資本減耗</p> <p>海外からの純所得</p> <p>第1次産業 (間接税-補助金)</p> <p>第2次産業</p> <p>第3次産業</p> <p>企業所得</p> <p>雇用者報酬</p> <p>財産所得</p> <p>経常海外余剰</p> <p>政府支出</p> <p>民間消費</p> <p>民間投資</p> <p>三面等価</p> <p>■国内総生産(GDP) 538.2兆円 =国内の総生産額-中間生産物</p> <p>■国民総所得(GNI) 557.7兆円 =GDP+海外からの純所得</p> <p>■国民所得(NI) 376.5兆円 =GNI-固定資本減耗-(間接税-補助金)</p> <p>■国民所得の相互関係 2020年。内閣府資料による。</p>	 <p>国内総生産 GDP</p> <p>国内純生産 NDP</p> <p>国民総所得 GNI</p> <p>国民所得 NI</p> <p>生産国民所得</p> <p>分配国民所得</p> <p>支出国民所得</p> <p>国内総支出 GDE</p> <p>輸出-輸入</p> <p>固定資本減耗</p> <p>海外からの純所得</p> <p>第1次産業 (間接税-補助金)</p> <p>第2次産業</p> <p>第3次産業</p> <p>企業所得</p> <p>雇用者報酬</p> <p>財産所得</p> <p>経常海外余剰</p> <p>政府支出</p> <p>民間消費</p> <p>民間投資</p> <p>三面等価</p> <p>■国内総生産(GDP) 549.4兆円 =国内の総生産額-中間生産物</p> <p>■国民総所得(GNI) 576.0兆円 =GDP+海外からの純所得</p> <p>■国民所得(NI) 391.9兆円 =GNI-固定資本減耗-(間接税-補助金)</p> <p>■国民所得の相互関係 2021年。内閣府資料による。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																
	ページ	行																		
15	164	図2	<p>(2020年における流れ)</p> <p>投資 今年1年間の国富の増加分 -10.7兆円</p> <p>1年間の生産活動 GDP (フロー) 538.2兆円</p> <p>前年末の国富 (ストック) 3,679.2兆円</p> <p>貯蓄 消費</p> <p>日本の国富の内訳 (総額3,668.5兆円、2020年末)</p> <table border="1"> <tr> <th>土地</th> <th>住宅・建物</th> <th>その他の建築物</th> <th>機械・設備</th> </tr> <tr> <td>34.0%</td> <td>11.6%</td> <td>31.8%</td> <td>6.3%</td> </tr> </table>	土地	住宅・建物	その他の建築物	機械・設備	34.0%	11.6%	31.8%	6.3%	<p>(2021年における流れ)</p> <p>投資 今年1年間の国富の増加分 174.6兆円</p> <p>1年間の生産活動 GDP (フロー) 549.4兆円</p> <p>前年末の国富 (ストック) 3,684.1兆円</p> <p>貯蓄 消費</p> <p>日本の国富の内訳 (総額3,658.7兆円、2021年末)</p> <table border="1"> <tr> <th>土地</th> <th>住宅・建物</th> <th>その他の建築物</th> <th>機械・設備</th> </tr> <tr> <td>33.1%</td> <td>11.9%</td> <td>31.6%</td> <td>6.2%</td> </tr> </table>	土地	住宅・建物	その他の建築物	機械・設備	33.1%	11.9%	31.6%	6.2%
土地	住宅・建物	その他の建築物	機械・設備																	
34.0%	11.6%	31.8%	6.3%																	
土地	住宅・建物	その他の建築物	機械・設備																	
33.1%	11.9%	31.6%	6.2%																	
16	168	図1	<p>現金通貨</p> <p>CD (譲渡性預金) 2.3</p> <p>準通貨 (定期性預金、外貨預金など) 33.6</p> <p>1,511.7 兆円</p> <p>預金通貨 56.7</p> <p>M₁</p> <p>M₃</p> <p>(2021年) (平均残高)</p>	<p>現金通貨</p> <p>CD (譲渡性預金) 2.3</p> <p>準通貨 (定期性預金、外貨預金など) 31.9</p> <p>1,555.8 兆円</p> <p>預金通貨 58.4</p> <p>M₁</p> <p>M₃</p> <p>(2022年) (平均残高)</p>																

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
17	171	図5		
18	173	図6		

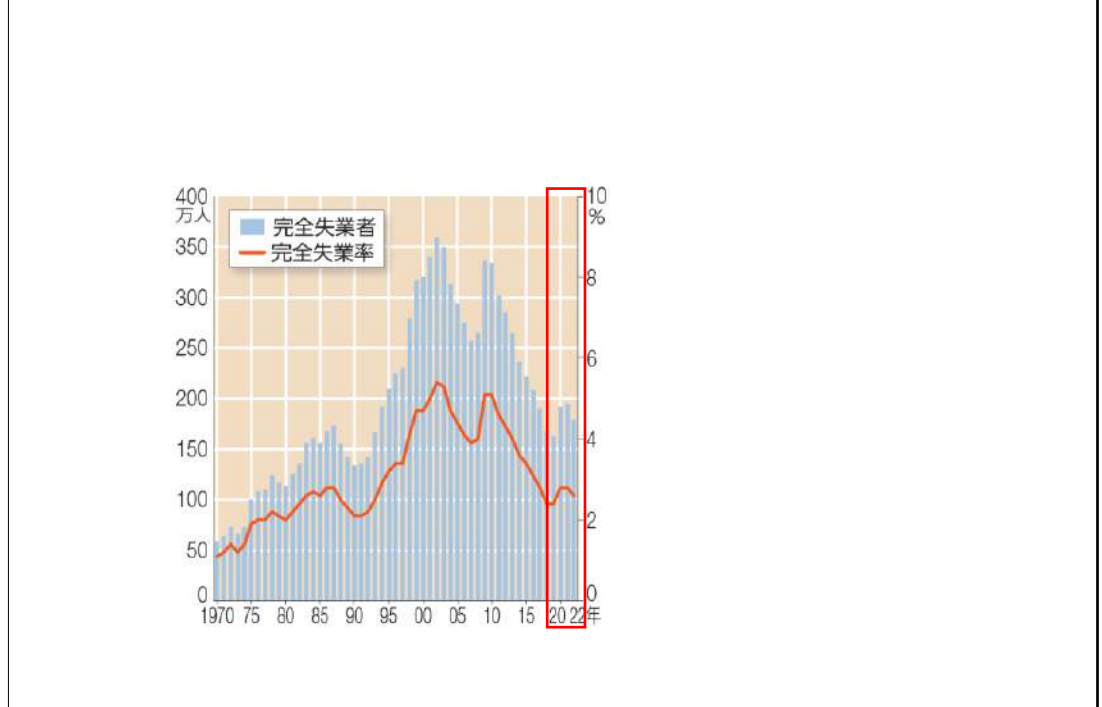
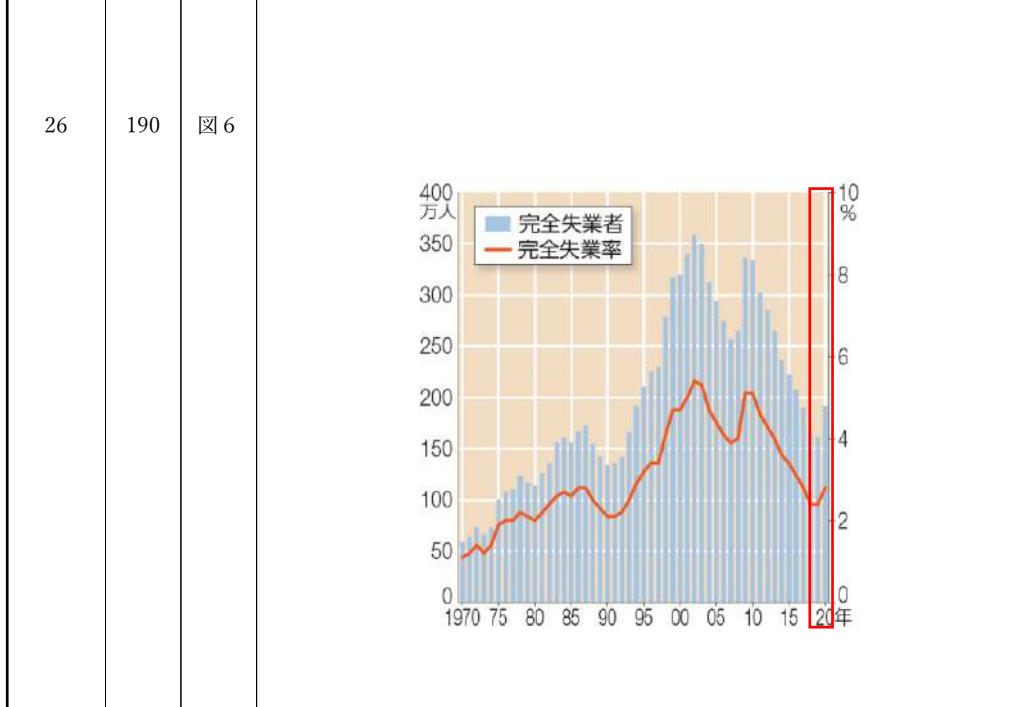
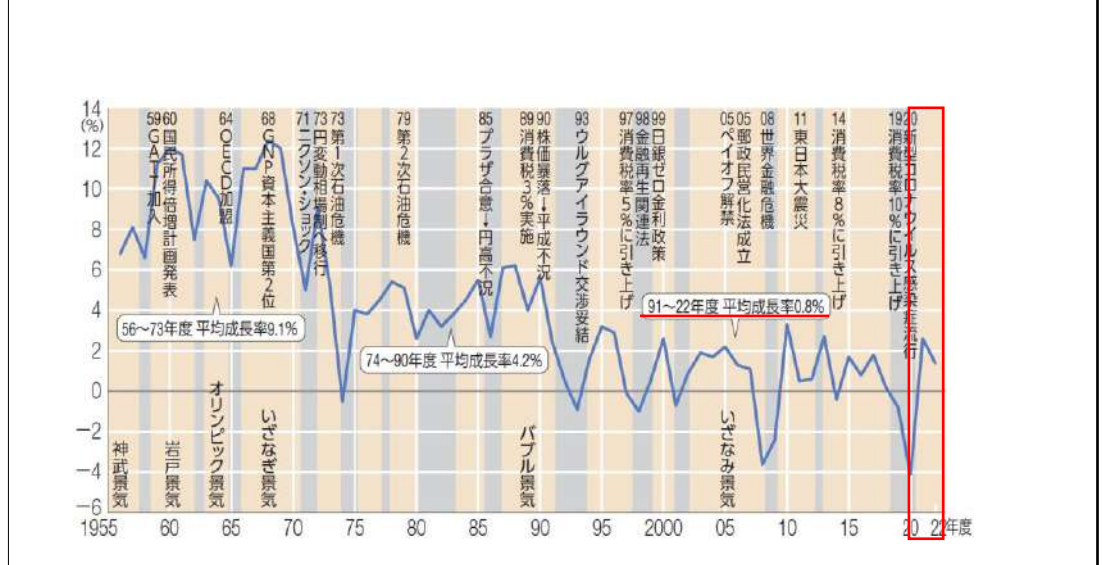
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																																																																																																																						
	ページ	行																																																																																																																																																																																																								
19	175	図1	<p>■ キャッシュレス決済比率の国際比較 2020年。キャッシュレス推進協議会資料による。</p>	<p>■ キャッシュレス決済比率の国際比較 2021年。キャッシュレス推進協議会資料による。</p>																																																																																																																																																																																																						
20	177	図1	<p>(単位：兆円)</p> <p>【平成2(1990)年度当初予算】</p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td colspan="4">税収58.0</td> <td>消費税5.3</td> <td>その他収入2.6</td> </tr> <tr> <td>66.2</td> <td>所得税21.4</td> <td>法人税19.7</td> <td>その他11.6</td> <td>5.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td>公共事業費</td> <td>社会保障関係費</td> <td>建設国債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>66.2</td> <td>6.2</td> <td>5.1</td> <td>4.2</td> <td>その他9.6</td> <td>11.6</td> <td>地方交付税15.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国債費14.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防衛費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>文教・科学振興費</td> </tr> </table> <p>【令和4(2022)年度予算】</p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td colspan="4">税収65.2</td> <td>5.4</td> <td>6.3</td> <td>赤字国債30.7</td> </tr> <tr> <td>107.6</td> <td>所得税20.4</td> <td>法人税13.3</td> <td>消費税21.6</td> <td>その他9.9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td>公共事業費</td> <td>社会保障関係費</td> <td>建設国債</td> <td>その他収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>107.6</td> <td>6.1</td> <td>5.4</td> <td>5.4</td> <td>その他14.3</td> <td>36.3</td> <td>地方交付税15.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国債費24.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防衛費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>文教・科学振興費</td> </tr> </table>	歳入	税収58.0				消費税5.3	その他収入2.6	66.2	所得税21.4	法人税19.7	その他11.6	5.6			歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債				66.2	6.2	5.1	4.2	その他9.6	11.6	地方交付税15.3							国債費14.3							防衛費							文教・科学振興費	歳入	税収65.2				5.4	6.3	赤字国債30.7	107.6	所得税20.4	法人税13.3	消費税21.6	その他9.9			歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債	その他収入			107.6	6.1	5.4	5.4	その他14.3	36.3	地方交付税15.9							国債費24.3							防衛費							文教・科学振興費	<p>(単位：兆円)</p> <p>【平成2(1990)年度当初予算】</p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td colspan="4">税収58.0</td> <td>消費税5.3</td> <td>その他収入2.6</td> </tr> <tr> <td>66.2</td> <td>所得税21.4</td> <td>法人税19.7</td> <td>その他11.6</td> <td>5.6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td>公共事業費</td> <td>社会保障関係費</td> <td>建設国債</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>66.2</td> <td>6.2</td> <td>5.1</td> <td>4.2</td> <td>その他9.6</td> <td>11.6</td> <td>地方交付税15.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国債費14.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防衛費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>文教・科学振興費</td> </tr> </table> <p>【令和5(2023)年度予算】</p> <table border="1"> <tr> <td>歳入</td> <td colspan="4">税収69.4</td> <td>9.3</td> <td>6.6</td> <td>赤字国債29.1</td> </tr> <tr> <td>114.4</td> <td>所得税21.0</td> <td>法人税14.6</td> <td>消費税23.4</td> <td>その他10.4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳出</td> <td>公共事業費</td> <td>社会保障関係費</td> <td>建設国債</td> <td>その他収入</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>114.4</td> <td>6.1</td> <td>5.4</td> <td>10.2</td> <td>その他14.2</td> <td>36.9</td> <td>地方交付税16.4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>国債費25.3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防衛費</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>文教・科学振興費</td> </tr> </table>	歳入	税収58.0				消費税5.3	その他収入2.6	66.2	所得税21.4	法人税19.7	その他11.6	5.6			歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債				66.2	6.2	5.1	4.2	その他9.6	11.6	地方交付税15.3							国債費14.3							防衛費							文教・科学振興費	歳入	税収69.4				9.3	6.6	赤字国債29.1	114.4	所得税21.0	法人税14.6	消費税23.4	その他10.4			歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債	その他収入			114.4	6.1	5.4	10.2	その他14.2	36.9	地方交付税16.4							国債費25.3							防衛費							文教・科学振興費
歳入	税収58.0				消費税5.3	その他収入2.6																																																																																																																																																																																																				
66.2	所得税21.4	法人税19.7	その他11.6	5.6																																																																																																																																																																																																						
歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債																																																																																																																																																																																																							
66.2	6.2	5.1	4.2	その他9.6	11.6	地方交付税15.3																																																																																																																																																																																																				
						国債費14.3																																																																																																																																																																																																				
						防衛費																																																																																																																																																																																																				
						文教・科学振興費																																																																																																																																																																																																				
歳入	税収65.2				5.4	6.3	赤字国債30.7																																																																																																																																																																																																			
107.6	所得税20.4	法人税13.3	消費税21.6	その他9.9																																																																																																																																																																																																						
歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債	その他収入																																																																																																																																																																																																						
107.6	6.1	5.4	5.4	その他14.3	36.3	地方交付税15.9																																																																																																																																																																																																				
						国債費24.3																																																																																																																																																																																																				
						防衛費																																																																																																																																																																																																				
						文教・科学振興費																																																																																																																																																																																																				
歳入	税収58.0				消費税5.3	その他収入2.6																																																																																																																																																																																																				
66.2	所得税21.4	法人税19.7	その他11.6	5.6																																																																																																																																																																																																						
歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債																																																																																																																																																																																																							
66.2	6.2	5.1	4.2	その他9.6	11.6	地方交付税15.3																																																																																																																																																																																																				
						国債費14.3																																																																																																																																																																																																				
						防衛費																																																																																																																																																																																																				
						文教・科学振興費																																																																																																																																																																																																				
歳入	税収69.4				9.3	6.6	赤字国債29.1																																																																																																																																																																																																			
114.4	所得税21.0	法人税14.6	消費税23.4	その他10.4																																																																																																																																																																																																						
歳出	公共事業費	社会保障関係費	建設国債	その他収入																																																																																																																																																																																																						
114.4	6.1	5.4	10.2	その他14.2	36.9	地方交付税16.4																																																																																																																																																																																																				
						国債費25.3																																																																																																																																																																																																				
						防衛費																																																																																																																																																																																																				
						文教・科学振興費																																																																																																																																																																																																				

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
21	180	図6	<p>160 (兆円)</p> <p>— 歳出 — 税収 ■ 建設国債発行額 ■ 赤字国債発行額 □ その他の国債発行額</p> <p>*2020年度は新型コロナウイルス対策のため、国債発行額が急増した</p> <p>5.3兆円 14.2兆円 107.6兆円 65.2兆円 37.1兆円</p> <p>1965 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 22年度</p>	<p>160 (兆円)</p> <p>— 歳出 — 税収 ■ 建設国債発行額 ■ 赤字国債発行額 □ その他の国債発行額</p> <p>*2020年度は新型コロナウイルス対策のため、国債発行額が急増した</p> <p>5.3兆円 14.2兆円 114.4兆円 69.4兆円 36.3兆円</p> <p>1965 70 75 80 85 90 95 2000 05 10 15 20 23年度</p>
22	182	図1	<p>55 (兆円)</p> <p>— 社会保障関係費 — 地方交付税 — 国債費 — 公共事業関係費 — 文教・科学振興費 — 防衛関係費</p> <p>1990 95 2000 05 10 15 20 21年度</p>	<p>55 (兆円)</p> <p>— 社会保障関係費 — 地方交付税 — 国債費 — 公共事業関係費 — 文教・科学振興費 — 防衛関係費</p> <p>1990 95 2000 05 10 15 20 22年度</p>


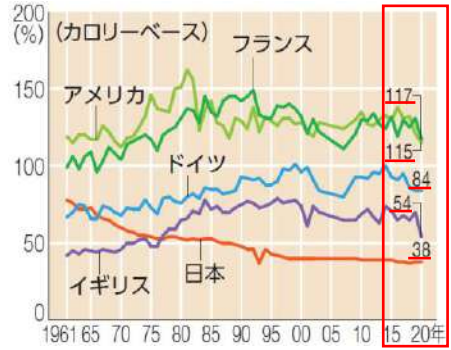


番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																																		
	ページ	行																																																																																																				
23	183	図3																																																																																																				
24		図4	<table border="1"> <caption>図4: 租税負担率 (対国民所得比) (2019年)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>個人所得課税</th> <th>法人所得課税</th> <th>消費課税</th> <th>資産課税</th> <th>租税負担率</th> <th>老年人口比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本 (2019年度)</td> <td>8.2</td> <td>5.3</td> <td>8.6</td> <td>3.7</td> <td>25.8</td> <td>(28.3)</td> </tr> <tr> <td>アメリカ (2019年)</td> <td>13.0</td> <td>5.6</td> <td>3.7</td> <td>3.9</td> <td>23.9</td> <td>(16.2)</td> </tr> <tr> <td>イギリス (2019年)</td> <td>12.2</td> <td>3.1</td> <td>14.5</td> <td>5.7</td> <td>35.5</td> <td>(18.5)</td> </tr> <tr> <td>ドイツ (2019年)</td> <td>14.1</td> <td>2.7</td> <td>13.7</td> <td>32.0</td> <td>43.1</td> <td>(21.6)</td> </tr> <tr> <td>フランス (2019年)</td> <td>13.4</td> <td>3.2</td> <td>17.8</td> <td>8.8</td> <td>43.1</td> <td>(20.4)</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン (2019年)</td> <td>18.7</td> <td>4.6</td> <td>18.4</td> <td>9.6</td> <td>51.3</td> <td>(20.2)</td> </tr> </tbody> </table>	国	個人所得課税	法人所得課税	消費課税	資産課税	租税負担率	老年人口比	日本 (2019年度)	8.2	5.3	8.6	3.7	25.8	(28.3)	アメリカ (2019年)	13.0	5.6	3.7	3.9	23.9	(16.2)	イギリス (2019年)	12.2	3.1	14.5	5.7	35.5	(18.5)	ドイツ (2019年)	14.1	2.7	13.7	32.0	43.1	(21.6)	フランス (2019年)	13.4	3.2	17.8	8.8	43.1	(20.4)	スウェーデン (2019年)	18.7	4.6	18.4	9.6	51.3	(20.2)	<table border="1"> <caption>図4: 租税負担率 (対国民所得比) (2020年)</caption> <thead> <tr> <th>国</th> <th>個人所得課税</th> <th>法人所得課税</th> <th>消費課税</th> <th>資産課税</th> <th>租税負担率</th> <th>老年人口比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本 (2020年度)</td> <td>8.8</td> <td>5.5</td> <td>9.9</td> <td>3.9</td> <td>28.2</td> <td>(28.6)</td> </tr> <tr> <td>アメリカ (2020年)</td> <td>12.8</td> <td>5.4</td> <td>4.0</td> <td>4.0</td> <td>23.8</td> <td>(16.2)</td> </tr> <tr> <td>イギリス (2020年)</td> <td>12.4</td> <td>3.2</td> <td>13.5</td> <td>5.2</td> <td>34.3</td> <td>(18.7)</td> </tr> <tr> <td>ドイツ (2020年)</td> <td>13.6</td> <td>2.2</td> <td>12.9</td> <td>1.7</td> <td>30.3</td> <td>(22.0)</td> </tr> <tr> <td>フランス (2020年)</td> <td>14.1</td> <td>3.4</td> <td>18.1</td> <td>9.4</td> <td>45.0</td> <td>(21.0)</td> </tr> <tr> <td>スウェーデン (2020年)</td> <td>18.1</td> <td>4.4</td> <td>17.9</td> <td>9.0</td> <td>49.5</td> <td>(20.0)</td> </tr> </tbody> </table>	国	個人所得課税	法人所得課税	消費課税	資産課税	租税負担率	老年人口比	日本 (2020年度)	8.8	5.5	9.9	3.9	28.2	(28.6)	アメリカ (2020年)	12.8	5.4	4.0	4.0	23.8	(16.2)	イギリス (2020年)	12.4	3.2	13.5	5.2	34.3	(18.7)	ドイツ (2020年)	13.6	2.2	12.9	1.7	30.3	(22.0)	フランス (2020年)	14.1	3.4	18.1	9.4	45.0	(21.0)	スウェーデン (2020年)	18.1	4.4	17.9	9.0	49.5	(20.0)
国	個人所得課税	法人所得課税	消費課税	資産課税	租税負担率	老年人口比																																																																																																
日本 (2019年度)	8.2	5.3	8.6	3.7	25.8	(28.3)																																																																																																
アメリカ (2019年)	13.0	5.6	3.7	3.9	23.9	(16.2)																																																																																																
イギリス (2019年)	12.2	3.1	14.5	5.7	35.5	(18.5)																																																																																																
ドイツ (2019年)	14.1	2.7	13.7	32.0	43.1	(21.6)																																																																																																
フランス (2019年)	13.4	3.2	17.8	8.8	43.1	(20.4)																																																																																																
スウェーデン (2019年)	18.7	4.6	18.4	9.6	51.3	(20.2)																																																																																																
国	個人所得課税	法人所得課税	消費課税	資産課税	租税負担率	老年人口比																																																																																																
日本 (2020年度)	8.8	5.5	9.9	3.9	28.2	(28.6)																																																																																																
アメリカ (2020年)	12.8	5.4	4.0	4.0	23.8	(16.2)																																																																																																
イギリス (2020年)	12.4	3.2	13.5	5.2	34.3	(18.7)																																																																																																
ドイツ (2020年)	13.6	2.2	12.9	1.7	30.3	(22.0)																																																																																																
フランス (2020年)	14.1	3.4	18.1	9.4	45.0	(21.0)																																																																																																
スウェーデン (2020年)	18.1	4.4	17.9	9.0	49.5	(20.0)																																																																																																

番号	訂正箇所		原 文
	ページ	行	

訂 正 文	
-------	--



番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																																										
	ページ	行																																																																																												
27	192	図1	<p>当初所得の格差</p> <p>税や社会保障で再分配後の格差</p> <table border="1"> <caption>図1: 当初所得の格差と税や社会保障で再分配後の格差 (1978-2017年)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>当初所得の格差</th> <th>税や社会保障で再分配後の格差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1978</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1981</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1984</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1987</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1990</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1993</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1996</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1999</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>2002</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>2005</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>2008</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>2011</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>2014</td><td>0.559</td><td>0.372</td></tr> <tr><td>2017</td><td>0.559</td><td>0.372</td></tr> </tbody> </table>	年	当初所得の格差	税や社会保障で再分配後の格差	1978	0.349	0.314	1981	0.349	0.314	1984	0.349	0.314	1987	0.349	0.314	1990	0.349	0.314	1993	0.349	0.314	1996	0.349	0.314	1999	0.349	0.314	2002	0.349	0.314	2005	0.349	0.314	2008	0.349	0.314	2011	0.349	0.314	2014	0.559	0.372	2017	0.559	0.372	<p>当初所得の格差</p> <p>税や社会保障で再分配後の格差</p> <table border="1"> <caption>訂正文: 当初所得の格差と税や社会保障で再分配後の格差 (1978-2021年)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>当初所得の格差</th> <th>税や社会保障で再分配後の格差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1978</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1981</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1984</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1987</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1990</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1993</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1996</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>1999</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>2002</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>2005</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>2008</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>2011</td><td>0.349</td><td>0.314</td></tr> <tr><td>2014</td><td>0.570</td><td>0.381</td></tr> <tr><td>2021</td><td>0.570</td><td>0.381</td></tr> </tbody> </table>	年	当初所得の格差	税や社会保障で再分配後の格差	1978	0.349	0.314	1981	0.349	0.314	1984	0.349	0.314	1987	0.349	0.314	1990	0.349	0.314	1993	0.349	0.314	1996	0.349	0.314	1999	0.349	0.314	2002	0.349	0.314	2005	0.349	0.314	2008	0.349	0.314	2011	0.349	0.314	2014	0.570	0.381	2021	0.570	0.381
年	当初所得の格差	税や社会保障で再分配後の格差																																																																																												
1978	0.349	0.314																																																																																												
1981	0.349	0.314																																																																																												
1984	0.349	0.314																																																																																												
1987	0.349	0.314																																																																																												
1990	0.349	0.314																																																																																												
1993	0.349	0.314																																																																																												
1996	0.349	0.314																																																																																												
1999	0.349	0.314																																																																																												
2002	0.349	0.314																																																																																												
2005	0.349	0.314																																																																																												
2008	0.349	0.314																																																																																												
2011	0.349	0.314																																																																																												
2014	0.559	0.372																																																																																												
2017	0.559	0.372																																																																																												
年	当初所得の格差	税や社会保障で再分配後の格差																																																																																												
1978	0.349	0.314																																																																																												
1981	0.349	0.314																																																																																												
1984	0.349	0.314																																																																																												
1987	0.349	0.314																																																																																												
1990	0.349	0.314																																																																																												
1993	0.349	0.314																																																																																												
1996	0.349	0.314																																																																																												
1999	0.349	0.314																																																																																												
2002	0.349	0.314																																																																																												
2005	0.349	0.314																																																																																												
2008	0.349	0.314																																																																																												
2011	0.349	0.314																																																																																												
2014	0.570	0.381																																																																																												
2021	0.570	0.381																																																																																												
28	192	図2	<p>OECD諸国の相対的貧困率 2018年。</p> <table border="1"> <caption>図2: OECD諸国の相対的貧困率 (2018年)</caption> <thead> <tr> <th>国/地域</th> <th>相対的貧困率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>デンマーク</td><td>6.4</td></tr> <tr><td>ノルウェー</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>フランス</td><td>8.5</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>8.9</td></tr> <tr><td>ドイツ</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>OECD平均</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>11.7</td></tr> <tr><td>日本</td><td>15.7</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>16.7</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>18.1</td></tr> </tbody> </table>	国/地域	相対的貧困率 (%)	デンマーク	6.4	ノルウェー	8.4	フランス	8.5	スウェーデン	8.9	ドイツ	9.8	OECD平均	11.3	イギリス	11.7	日本	15.7	韓国	16.7	アメリカ	18.1	<p>OECD諸国の相対的貧困率 2020年。</p> <table border="1"> <caption>訂正文: OECD諸国の相対的貧困率 (2020年)</caption> <thead> <tr> <th>国/地域</th> <th>相対的貧困率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>デンマーク*</td><td>6.5</td></tr> <tr><td>ノルウェー</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>フランス*</td><td>8.4</td></tr> <tr><td>スウェーデン</td><td>8.8</td></tr> <tr><td>ドイツ*</td><td>10.9</td></tr> <tr><td>OECD平均</td><td>11.0</td></tr> <tr><td>イギリス</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>韓国</td><td>15.3</td></tr> <tr><td>日本**</td><td>15.4</td></tr> <tr><td>アメリカ</td><td>16.4</td></tr> </tbody> </table>	国/地域	相対的貧困率 (%)	デンマーク*	6.5	ノルウェー	8.4	フランス*	8.4	スウェーデン	8.8	ドイツ*	10.9	OECD平均	11.0	イギリス	11.2	韓国	15.3	日本**	15.4	アメリカ	16.4																																														
国/地域	相対的貧困率 (%)																																																																																													
デンマーク	6.4																																																																																													
ノルウェー	8.4																																																																																													
フランス	8.5																																																																																													
スウェーデン	8.9																																																																																													
ドイツ	9.8																																																																																													
OECD平均	11.3																																																																																													
イギリス	11.7																																																																																													
日本	15.7																																																																																													
韓国	16.7																																																																																													
アメリカ	18.1																																																																																													
国/地域	相対的貧困率 (%)																																																																																													
デンマーク*	6.5																																																																																													
ノルウェー	8.4																																																																																													
フランス*	8.4																																																																																													
スウェーデン	8.8																																																																																													
ドイツ*	10.9																																																																																													
OECD平均	11.0																																																																																													
イギリス	11.2																																																																																													
韓国	15.3																																																																																													
日本**	15.4																																																																																													
アメリカ	16.4																																																																																													

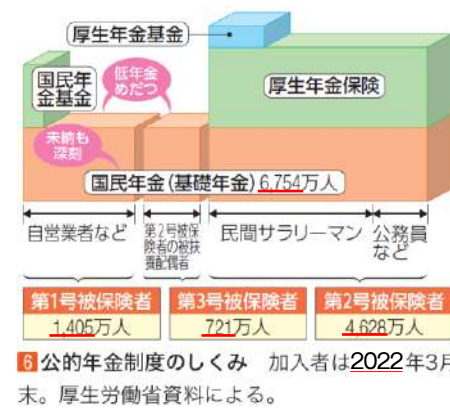
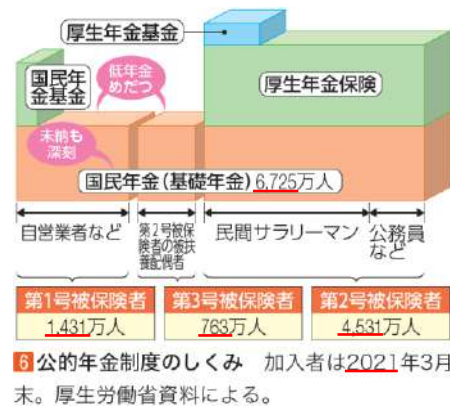
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
29	196	図4	 <p>(カロリーベース) フランス アメリカ ドイツ イギリス 日本</p> <p>1961 65 70 75 80 85 90 95 00 05 10 15 19年</p>	 <p>(カロリーベース) フランス アメリカ ドイツ イギリス 日本</p> <p>1961 65 70 75 80 85 90 95 00 05 10 15 20年</p>
30	213	図9	 <p>女性 男性</p> <p>1996 99 2000 04 05 07 08 09 10 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21年</p>	 <p>女性 男性</p> <p>1996 99 2000 04 05 07 08 09 10 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22年</p>

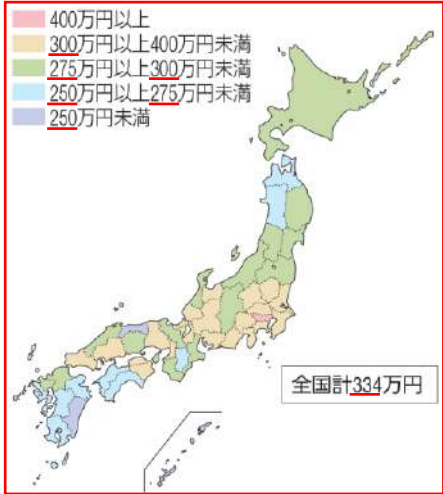
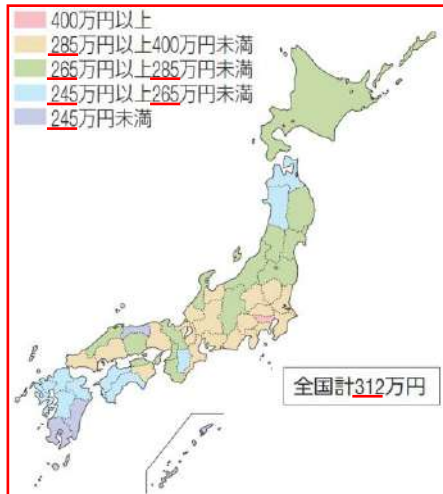
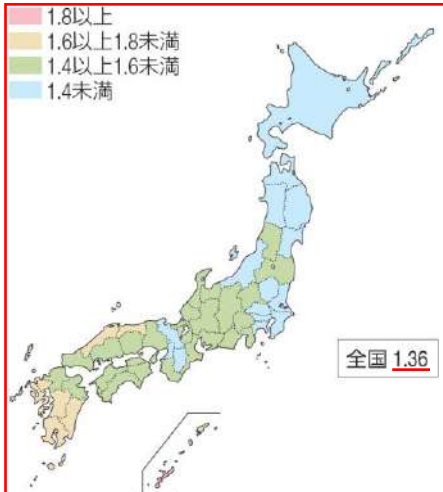
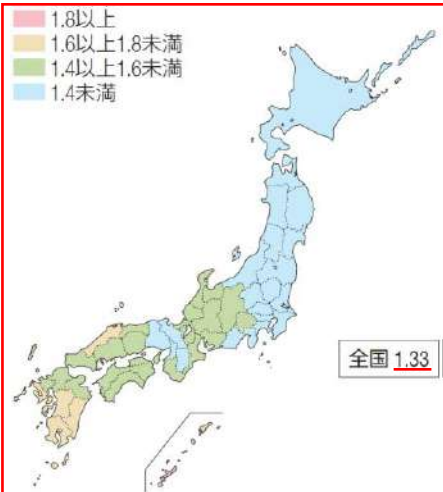
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		

31
218
図2



32
221
図6



番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
33	228	図7	 <p>7都道府県別一人当たり所得 2019年度。内閣府資料による。</p>	 <p>7都道府県別一人当たり所得 2020年度。内閣府資料による。</p>
34		図8	 <p>8都道府県別出生率 2019年。厚生労働省資料による。</p>	 <p>8都道府県別出生率 2020年。厚生労働省資料による。</p>

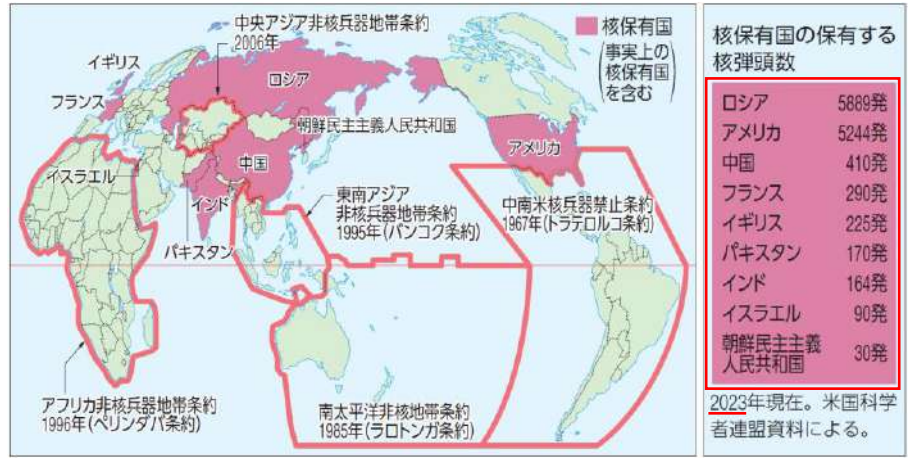
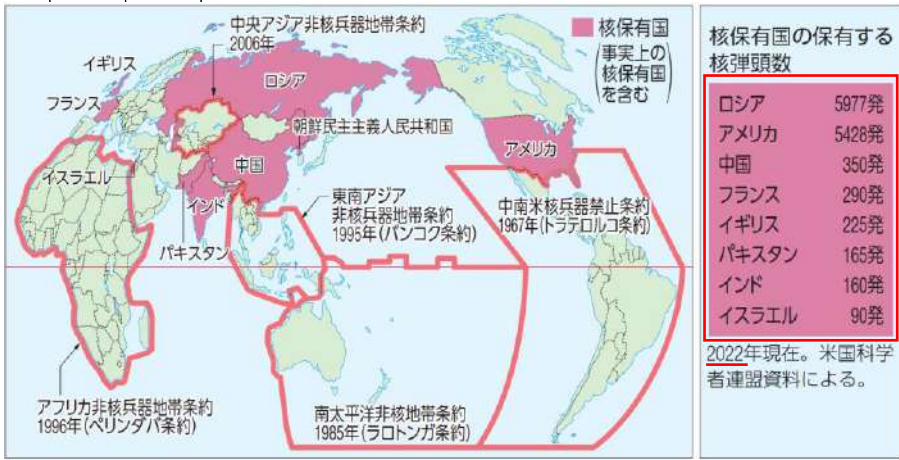
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
35	181	左段 11	<p>社会保障費に関しては、2000年には一般会計予算に占める割合が19.7%であったのに対して、<u>2022年度には33.7%</u>にも達しており、その抑制が差し迫った課題となっている。</p>	<p>社会保障費に関しては、2000年には一般会計予算に占める割合が19.7%であったのに対して、<u>2023年度には32.3%</u>にも達しており、その抑制が差し迫った課題となっている。</p>
36		右段 2	<p>日本の債務残高のGDPに対する比率(<u>2022年度末263%</u>)は、OECD加盟国中最悪の水準にあり、歳入の増加をはかることは差し迫った課題である。</p>	<p>日本の債務残高のGDPに対する比率(<u>2023年度258%</u>)は、OECD加盟国中最悪の水準にあり、歳入の増加をはかることは差し迫った課題である。</p>
37	182	左段 7	<p>ケン●やはり社会保障費の伸びが非常に大きいと思います(■)。2008年には22兆円程度だったものが、<u>2022年には50兆円以上</u>になっています。</p>	<p>ケン●やはり社会保障費の伸びが非常に大きいと思います(■)。2008年には22兆円程度だったものが、<u>2023年には40兆円以上</u>になっています。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
38	231	図	<p>おもな国の 難民発生数 (2021年)</p> <p>100万人</p> <p>おもな難民の 移動 UNHCR資料による</p> <p>ウクライナ776万人* シリア685万人 アフガニスタン271万人 南スーダン235万人 ミャンマー118万人 パレスチナ579万人</p> <p>*ウクライナ難民は 2022年10月末現在 (削除)</p>	<p>おもな国の 難民発生数 (2022年)</p> <p>100万人</p> <p>おもな難民の 移動 UNHCR資料による</p> <p>ウクライナ568万人 シリア655万人 アフガニスタン566万人 南スーダン230万人 ミャンマー125万人 パレスチナ590万人</p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
39	240	図3		
40				
41	241	Opinion	<p>39 現在活動中のPKO 2021年9月末現在。外務省調べ。</p> <p>39</p> <p>●アジア地域には、世界総人口の約70億人のうち半分以上が居住しているのだから、それに見合った理事国数(現状では常任の中国を含めて3か国)が配分されるべきだ。</p>	<p>39 現在活動中のPKO 2023年10月末現在。外務省調べ。</p> <p>39</p> <p>●アジア地域には、世界総人口の約80億人のうち半分以上が居住しているのだから、それに見合った理事国数(現状では常任の中国を含めて3か国)が配分されるべきだ。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		

42 247 図 2



43 248 注①

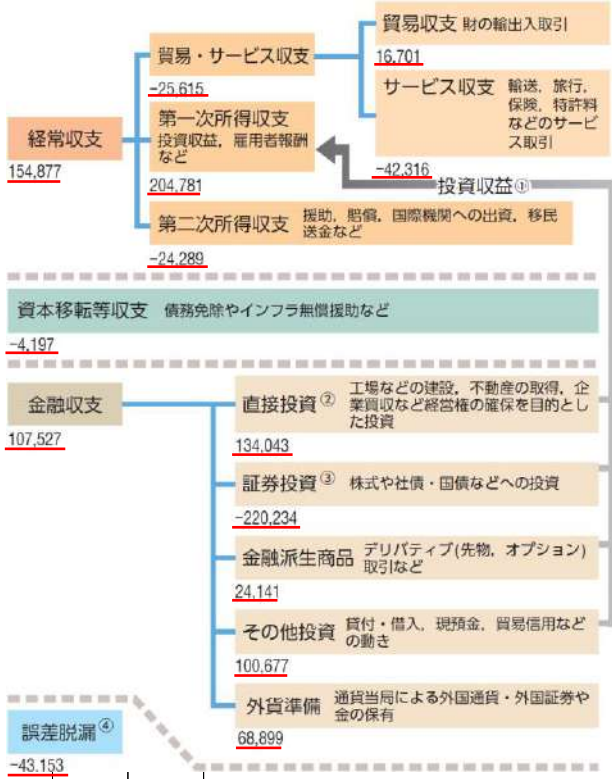
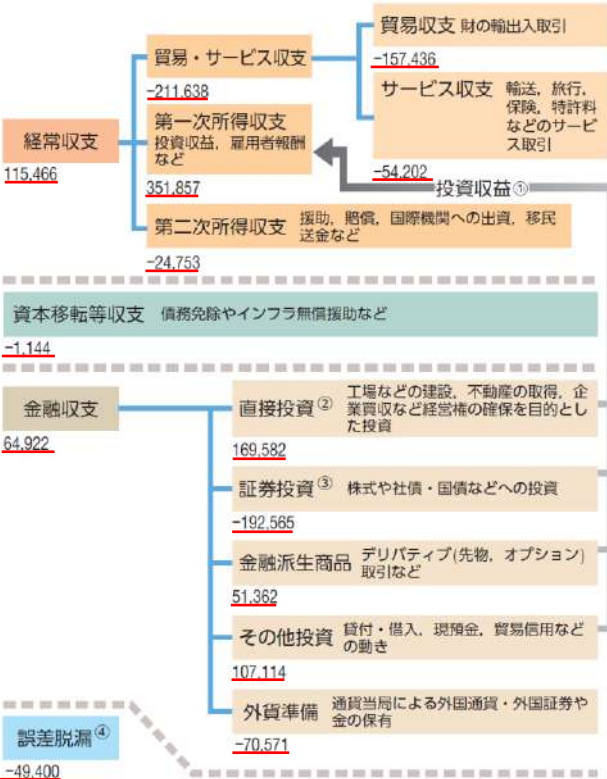
① NGO「対人地雷禁止キャンペーン(ICBL)」が、対人地雷への国際社会の関心を広く喚起して、対人地雷全面禁止条約締結の推進力となった。このようにNGOの活動が、通常兵器の軍縮に結実する事例も見られる。

① NGO「対人地雷禁止キャンペーン(ICBL)」が、対人地雷への国際社会の関心を広く喚起して、対人地雷全面禁止条約締結の推進力となった。クラスター爆弾禁止条約については、それに参加しないロシア、ウクライナ、米国がクラスター爆弾の使用、供与をおこなっている。

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																										
	ページ	行																												
44	249	表	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">軍縮政策</th> <th colspan="2">B 国</th> </tr> <tr> <th>協調</th> <th>非協調</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">A 国</th> <th>協調</th> <td><u>4.4</u></td> <td><u>1.5</u></td> </tr> <tr> <th>非協調</th> <td><u>5.1</u></td> <td><u>2.2</u></td> </tr> </tbody> </table>	軍縮政策		B 国		協調	非協調	A 国	協調	<u>4.4</u>	<u>1.5</u>	非協調	<u>5.1</u>	<u>2.2</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">軍縮政策</th> <th colspan="2">B 国</th> </tr> <tr> <th>協調</th> <th>非協調</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">A 国</th> <th>協調</th> <td>A国に4点 B国に4点</td> <td>A国に1点 B国に5点</td> </tr> <tr> <th>非協調</th> <td>A国に5点 B国に1点</td> <td>A国に2点 B国に2点</td> </tr> </tbody> </table>	軍縮政策		B 国		協調	非協調	A 国	協調	A国に4点 B国に4点	A国に1点 B国に5点	非協調	A国に5点 B国に1点	A国に2点 B国に2点
軍縮政策		B 国																												
		協調	非協調																											
A 国	協調	<u>4.4</u>	<u>1.5</u>																											
	非協調	<u>5.1</u>	<u>2.2</u>																											
軍縮政策		B 国																												
		協調	非協調																											
A 国	協調	A国に4点 B国に4点	A国に1点 B国に5点																											
	非協調	A国に5点 B国に1点	A国に2点 B国に2点																											
45		表解説	<p>表のなかの<u>数字</u>は、両国の政策の組みあわせによって生じる事態における各国の利得(それぞれが得る利益)をあらわす。<u>カンマの前の数字がA国の利得、カンマの後の数字がB国の利得である。</u>したがって、たとえばA国が非協調的な政策をとり、B国が協調的な政策をとった場合、A国の利得は<u>5</u>、B国の利得は<u>1</u>となる。左図の情報を両国は共有したうえで、それぞれの利得の最大化をめざす。</p>	<p>表のなかの<u>点数</u>は、両国の政策の組みあわせによって生じる事態における各国の利得(それぞれが得る利益)をあらわす。したがって、たとえばA国が非協調的な政策をとり、B国が協調的な政策をとった場合、A国の利得は<u>5点</u>、B国の利得は<u>1点</u>となる。左図の情報を両国は共有したうえで、それぞれの利得の最大化をめざす。</p>																										

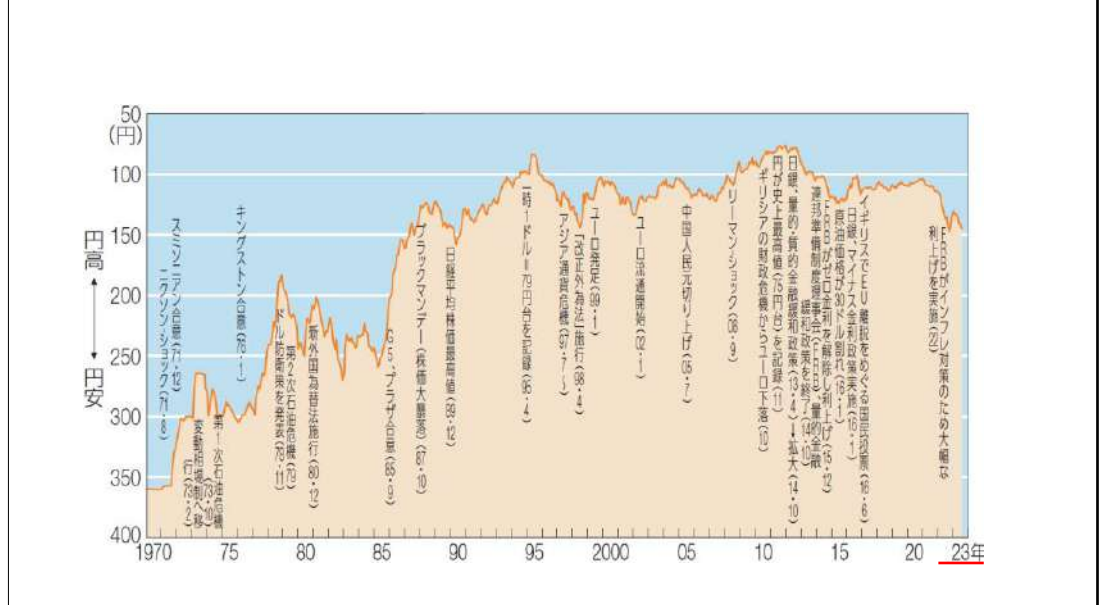
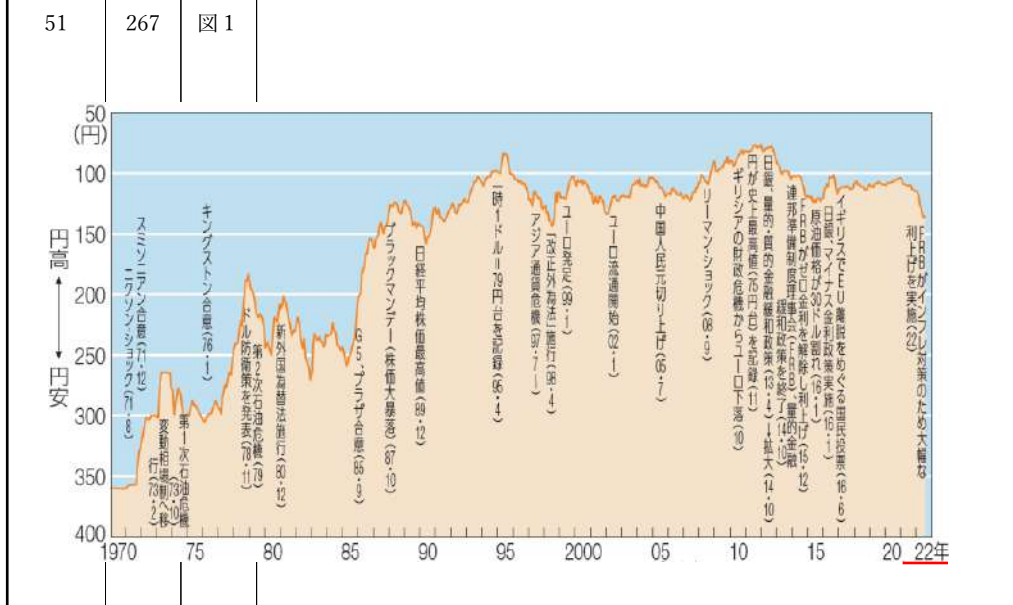
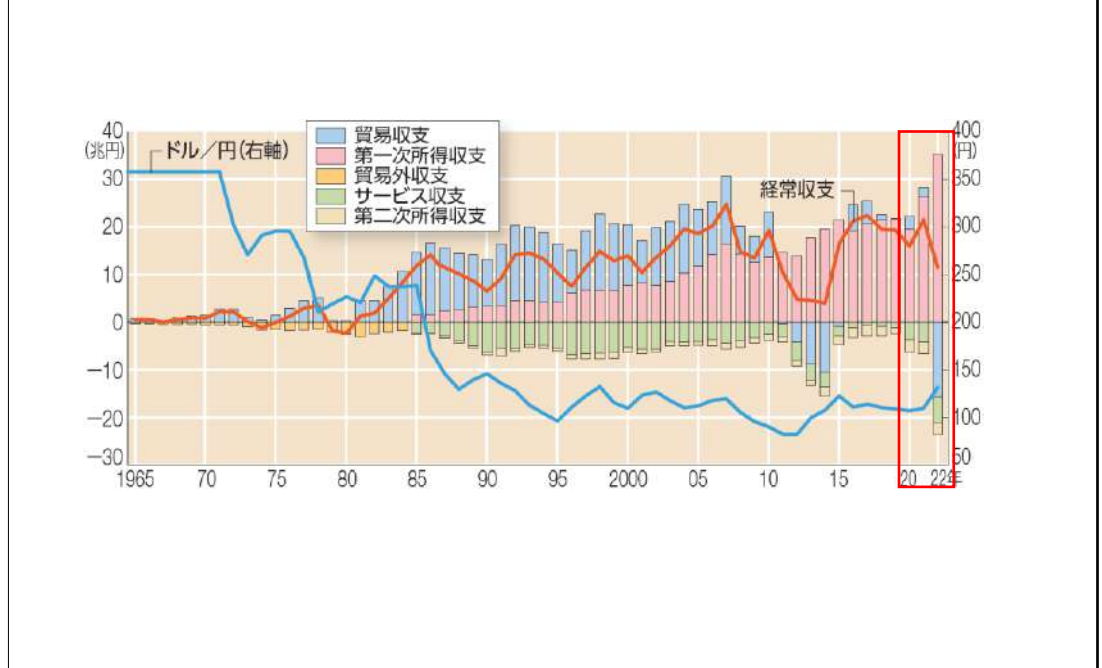
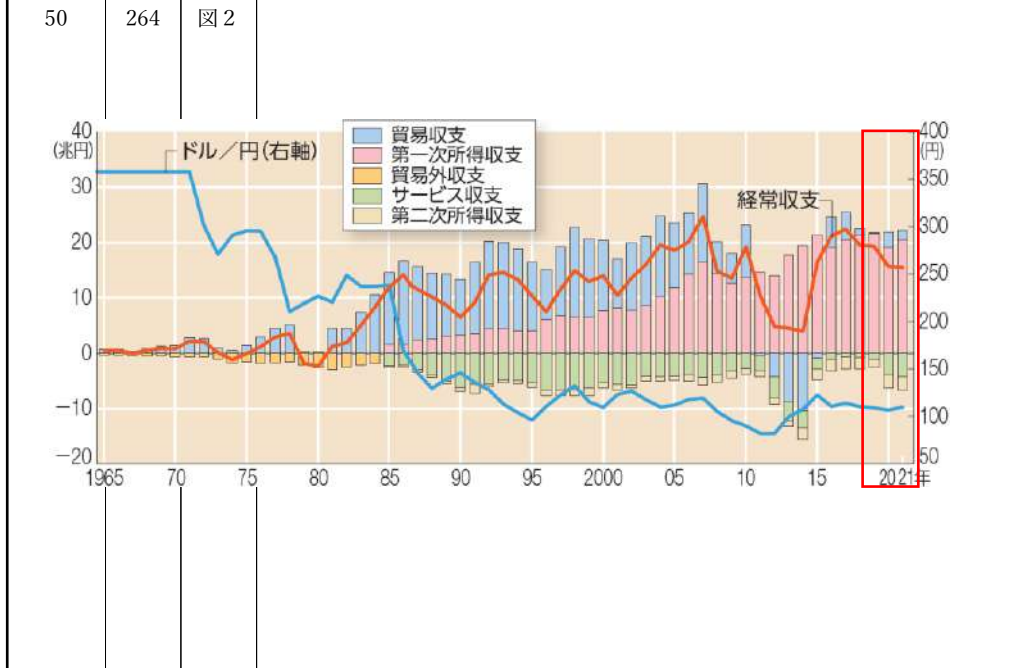
番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
46	251	図1	<p>1 難民数の推移と地域別難民割合 2021年末。</p>	<p>1 難民数の推移と地域別難民割合 2022年末。</p>
47		注③	<p>③ 難民条約(1951年)…「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見の理由で迫害を受けるおそれがあるという恐怖があるために国外にあるもの」を難民と定義したうえで、この難民を保護の対象とするとともに、迫害を受けるおそれのある領域への難民の追放や送還を禁止するなどした条約。</p>	<p>③ 難民条約(1951年)…「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見の理由で迫害を受けるおそれがあるという恐怖があるために国外にあるもの」を難民と定義したうえで、この難民を保護の対象とするとともに、迫害を受けるおそれのある領域への難民の追放や送還を禁止する(ノン・ルフールマン原則)などした条約。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																																																																								
	ページ	行																																																																										
48	259	表																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1996年</th> <th colspan="3">2022年</th> </tr> <tr> <th>順位</th> <th>企業名</th> <th>時価総額 (億ドル)</th> <th>順位</th> <th>企業名</th> <th>時価総額 (億ドル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ゼネラル・エレクトリック(米)</td> <td>1,628</td> <td>1</td> <td>アップル(米)</td> <td><u>2兆8,282</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>コカ・コーラ(米)</td> <td>1,310</td> <td>2</td> <td><u>マイクロソフト(米)</u></td> <td><u>2兆3,584</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>エクソン・モービル(米)</td> <td>1,217</td> <td>3</td> <td><u>サウジアラムコ(サウジアラビア)</u></td> <td><u>1兆8,869</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>NTT(日)</td> <td>1,207</td> <td>4</td> <td>アルファベット(グーグル)(米)</td> <td><u>1兆8,215</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>トヨタ自動車(日)</td> <td>1,087</td> <td>5</td> <td>アマゾン・ドット・コム(米)</td> <td><u>1兆6,353</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>インテル(米)</td> <td>1,074</td> <td>6</td> <td><u>テスラ(米)</u></td> <td><u>1兆311</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>マイクロソフト(米)</td> <td>987</td> <td>7</td> <td><u>メタ・プラットフォームズ(米)</u></td> <td><u>9,267</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>メルク(独)</td> <td>959</td> <td>8</td> <td><u>パークシャー・ハサウェイ(米)</u></td> <td><u>7,147</u></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ロイヤル・ダッチ・シェル(蘭・英)</td> <td>940</td> <td>9</td> <td><u>エヌビディア(米)</u></td> <td><u>6,817</u></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>アルトリア・グループ(米)</td> <td>921</td> <td>10</td> <td><u>台湾積体回路製造(台湾)</u></td> <td><u>5,946</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 主な大企業の株式時価総額 1996年は製造業の企業が上位を占めていたが、<u>20年後</u>にはそのほとんどがIT企業にとってかわられている。STARTUP DB, 三菱UFJモルガン・スタンレー証券資料などによる。</p>					1996年			2022年			順位	企業名	時価総額 (億ドル)	順位	企業名	時価総額 (億ドル)	1	ゼネラル・エレクトリック(米)	1,628	1	アップル(米)	<u>2兆8,282</u>	2	コカ・コーラ(米)	1,310	2	<u>マイクロソフト(米)</u>	<u>2兆3,584</u>	3	エクソン・モービル(米)	1,217	3	<u>サウジアラムコ(サウジアラビア)</u>	<u>1兆8,869</u>	4	NTT(日)	1,207	4	アルファベット(グーグル)(米)	<u>1兆8,215</u>	5	トヨタ自動車(日)	1,087	5	アマゾン・ドット・コム(米)	<u>1兆6,353</u>	6	インテル(米)	1,074	6	<u>テスラ(米)</u>	<u>1兆311</u>	7	マイクロソフト(米)	987	7	<u>メタ・プラットフォームズ(米)</u>	<u>9,267</u>	8	メルク(独)	959	8	<u>パークシャー・ハサウェイ(米)</u>	<u>7,147</u>	9	ロイヤル・ダッチ・シェル(蘭・英)	940	9	<u>エヌビディア(米)</u>	<u>6,817</u>	10	アルトリア・グループ(米)	921	10	<u>台湾積体回路製造(台湾)</u>	<u>5,946</u>
1996年			2022年																																																																									
順位	企業名	時価総額 (億ドル)	順位	企業名	時価総額 (億ドル)																																																																							
1	ゼネラル・エレクトリック(米)	1,628	1	アップル(米)	<u>2兆8,282</u>																																																																							
2	コカ・コーラ(米)	1,310	2	<u>マイクロソフト(米)</u>	<u>2兆3,584</u>																																																																							
3	エクソン・モービル(米)	1,217	3	<u>サウジアラムコ(サウジアラビア)</u>	<u>1兆8,869</u>																																																																							
4	NTT(日)	1,207	4	アルファベット(グーグル)(米)	<u>1兆8,215</u>																																																																							
5	トヨタ自動車(日)	1,087	5	アマゾン・ドット・コム(米)	<u>1兆6,353</u>																																																																							
6	インテル(米)	1,074	6	<u>テスラ(米)</u>	<u>1兆311</u>																																																																							
7	マイクロソフト(米)	987	7	<u>メタ・プラットフォームズ(米)</u>	<u>9,267</u>																																																																							
8	メルク(独)	959	8	<u>パークシャー・ハサウェイ(米)</u>	<u>7,147</u>																																																																							
9	ロイヤル・ダッチ・シェル(蘭・英)	940	9	<u>エヌビディア(米)</u>	<u>6,817</u>																																																																							
10	アルトリア・グループ(米)	921	10	<u>台湾積体回路製造(台湾)</u>	<u>5,946</u>																																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1996年</th> <th colspan="3">2023年</th> </tr> <tr> <th>順位</th> <th>企業名</th> <th>時価総額 (億ドル)</th> <th>順位</th> <th>企業名</th> <th>時価総額 (億ドル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ゼネラル・エレクトリック(米)</td> <td>1,628</td> <td>1</td> <td>アップル(米)</td> <td><u>2兆3,242</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>コカ・コーラ(米)</td> <td>1,310</td> <td>2</td> <td>サウジアラムコ(サウジアラビア)</td> <td><u>1兆8,641</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>エクソン・モービル(米)</td> <td>1,217</td> <td>3</td> <td>マイクロソフト(米)</td> <td><u>1兆8,559</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>NTT(日)</td> <td>1,207</td> <td>4</td> <td>アルファベット(グーグル)(米)</td> <td><u>1兆1,452</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>トヨタ自動車(日)</td> <td>1,087</td> <td>5</td> <td>アマゾン・ドット・コム(米)</td> <td><u>9,576</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>インテル(米)</td> <td>1,074</td> <td>6</td> <td><u>パークシャー・ハサウェイ(米)</u></td> <td><u>6,763</u></td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>マイクロソフト(米)</td> <td>987</td> <td>7</td> <td><u>テスラ(米)</u></td> <td><u>6,229</u></td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>メルク(独)</td> <td>959</td> <td>8</td> <td><u>エヌビディア(米)</u></td> <td><u>5,728</u></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>ロイヤル・ダッチ・シェル(蘭・英)</td> <td>940</td> <td>9</td> <td><u>ユナイテッドヘルス・グループ(米)</u></td> <td><u>4,525</u></td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>アルトリア・グループ(米)</td> <td>921</td> <td>10</td> <td><u>エクソン・モービル(米)</u></td> <td><u>4,521</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>1 主な大企業の株式時価総額 1996年は製造業の企業が上位を占めていたが、<u>約30年後</u>にはそのほとんどがIT企業にとってかわられている。STARTUP DB, 三菱UFJモルガン・スタンレー証券資料などによる。</p>					1996年			2023年			順位	企業名	時価総額 (億ドル)	順位	企業名	時価総額 (億ドル)	1	ゼネラル・エレクトリック(米)	1,628	1	アップル(米)	<u>2兆3,242</u>	2	コカ・コーラ(米)	1,310	2	サウジアラムコ(サウジアラビア)	<u>1兆8,641</u>	3	エクソン・モービル(米)	1,217	3	マイクロソフト(米)	<u>1兆8,559</u>	4	NTT(日)	1,207	4	アルファベット(グーグル)(米)	<u>1兆1,452</u>	5	トヨタ自動車(日)	1,087	5	アマゾン・ドット・コム(米)	<u>9,576</u>	6	インテル(米)	1,074	6	<u>パークシャー・ハサウェイ(米)</u>	<u>6,763</u>	7	マイクロソフト(米)	987	7	<u>テスラ(米)</u>	<u>6,229</u>	8	メルク(独)	959	8	<u>エヌビディア(米)</u>	<u>5,728</u>	9	ロイヤル・ダッチ・シェル(蘭・英)	940	9	<u>ユナイテッドヘルス・グループ(米)</u>	<u>4,525</u>	10	アルトリア・グループ(米)	921	10	<u>エクソン・モービル(米)</u>	<u>4,521</u>
1996年			2023年																																																																									
順位	企業名	時価総額 (億ドル)	順位	企業名	時価総額 (億ドル)																																																																							
1	ゼネラル・エレクトリック(米)	1,628	1	アップル(米)	<u>2兆3,242</u>																																																																							
2	コカ・コーラ(米)	1,310	2	サウジアラムコ(サウジアラビア)	<u>1兆8,641</u>																																																																							
3	エクソン・モービル(米)	1,217	3	マイクロソフト(米)	<u>1兆8,559</u>																																																																							
4	NTT(日)	1,207	4	アルファベット(グーグル)(米)	<u>1兆1,452</u>																																																																							
5	トヨタ自動車(日)	1,087	5	アマゾン・ドット・コム(米)	<u>9,576</u>																																																																							
6	インテル(米)	1,074	6	<u>パークシャー・ハサウェイ(米)</u>	<u>6,763</u>																																																																							
7	マイクロソフト(米)	987	7	<u>テスラ(米)</u>	<u>6,229</u>																																																																							
8	メルク(独)	959	8	<u>エヌビディア(米)</u>	<u>5,728</u>																																																																							
9	ロイヤル・ダッチ・シェル(蘭・英)	940	9	<u>ユナイテッドヘルス・グループ(米)</u>	<u>4,525</u>																																																																							
10	アルトリア・グループ(米)	921	10	<u>エクソン・モービル(米)</u>	<u>4,521</u>																																																																							

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
49	263	図1	 <p>1 国際収支の体系(単位: 億円) 2021年.財務省資料による。 ①金融収支に計上される各種投資の成果である利子・配当などのこと。 ②現地で企業を直接経営するためにおこなう対外投資。多数株を取得すること(企業買収)によっておこなうこともある。 ③利子・配当や値上がり益を目的とした対外投資。間接投資ともいう。 ④統計を作成するうえで生じる不整合。</p>	 <p>1 国際収支の体系(単位: 億円) 2022年.財務省資料による。 ①金融収支に計上される各種投資の成果である利子・配当などのこと。 ②現地で企業を直接経営するためにおこなう対外投資。多数株を取得すること(企業買収)によっておこなうこともある。 ③利子・配当や値上がり益を目的とした対外投資。間接投資ともいう。 ④統計を作成するうえで生じる不整合。</p>

番号	訂正箇所		原 文
	ページ	行	

訂 正 文		
-------	--	--

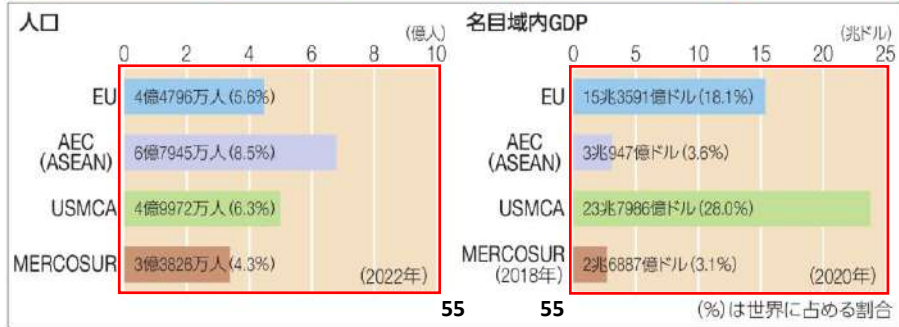
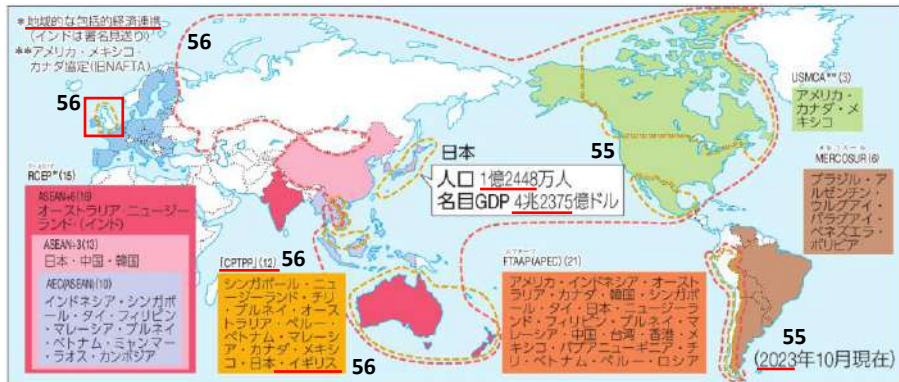
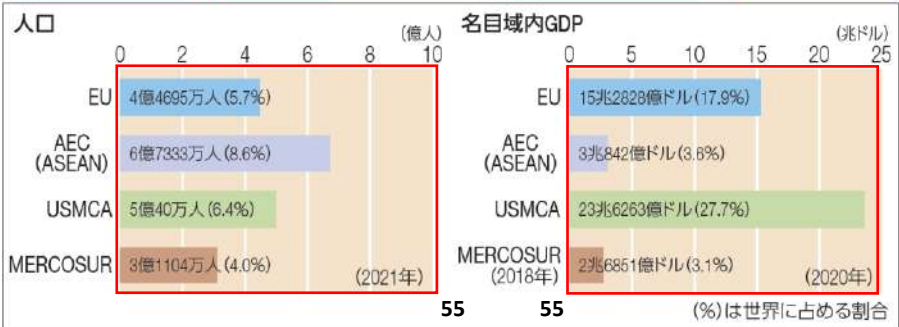
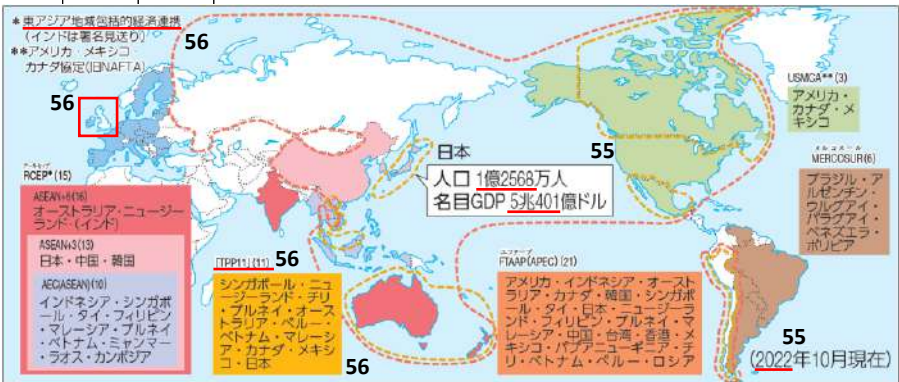


番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
52	276	17	<p>さらに、2006年にシンガポール、チリなど4か国ではじまったTPP<small>Trans-Pacific Partnership Agreement</small>(環太平洋パートナーシップ協定)は、アメリカや日本も交渉に加わり、最終的にはアメリカが抜けて、<u>11か国</u>で「TPP11」として2018年に発効した。TPPでは、物品市場アクセスやサービス貿易だけでなく、投資や政府調達、環境、労働など広い範囲<small>はんい</small>で自由化に向けたルール作りが進められた。</p>	<p>さらに、2006年にシンガポール、チリなど4か国ではじまったTPP<small>Trans-Pacific Partnership Agreement</small>(環太平洋パートナーシップ協定)は、アメリカや日本も交渉に加わり、最終的にはアメリカが抜けて、<u>CPTPP(TPP11)</u><small>Comprehensive and Progressive Agreement for TPP</small>として2018年に発効した。TPPでは、物品市場アクセスやサービス貿易だけでなく、投資や政府調達、環境、労働など広い範囲<small>はんい</small>で自由化に向けたルール作りが進められた。</p>
53		24	<p>たとえば、<u>自国第一主義</u>を掲げるアメリカのトランプ政権は、二国間交渉を重視してNAFTAを見直し、カナダ、メキシコと再交渉をして、2018年にUSMCA<small>United States-Mexico-Canada Agreement</small>(アメリカ・メキシコ・カナダ協定)を締結した。また、日本とも<u>TPPにかわる</u>二国間の貿易交渉を進め、2019年に、日米貿易協定に合意した。</p>	<p>たとえば、<u>自国第一主義</u>を掲げるアメリカのトランプ政権は、二国間交渉を重視してNAFTAを見直し、カナダ、メキシコと再交渉をして、2018年にUSMCA<small>United States-Mexico-Canada Agreement</small>(アメリカ・メキシコ・カナダ協定)を締結した。また、日本とも二国間の貿易交渉を進め、2019年に、日米貿易協定に合意した。</p>
54	277	13 (削除)	<p>現在では、<u>TPP11</u>や日EU・EPAを含め、20をこえる協定<small>むす</small>が結ばれている。</p>	<p>現在では、<u>CPTPP</u>や日EU・EPAを含め、20をこえる協定<small>むす</small>が結ばれている。</p>

番号	訂正箇所	
	ページ	行
55	277	図1
56		

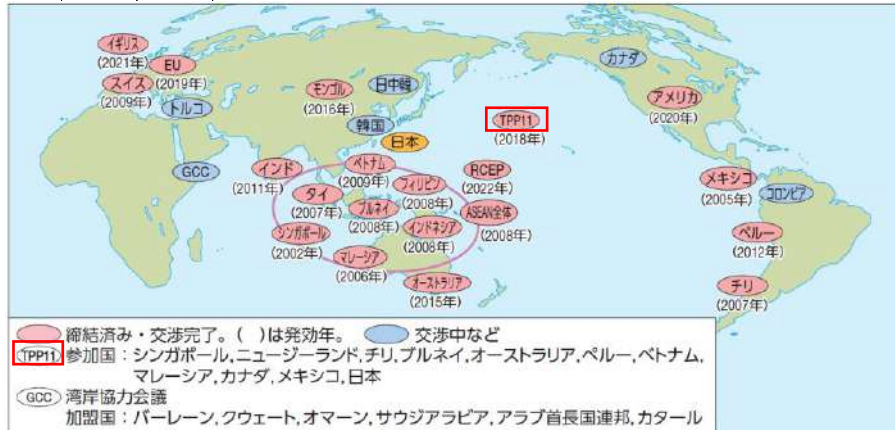
原文

訂正文

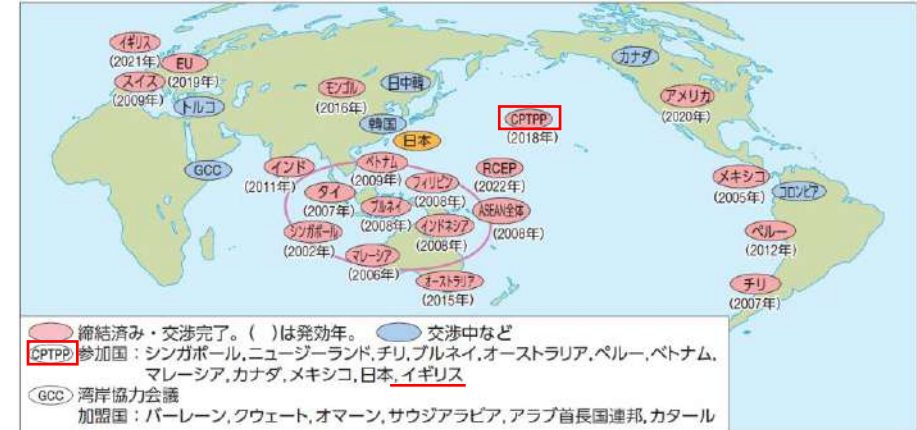


番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		

57 278 図2

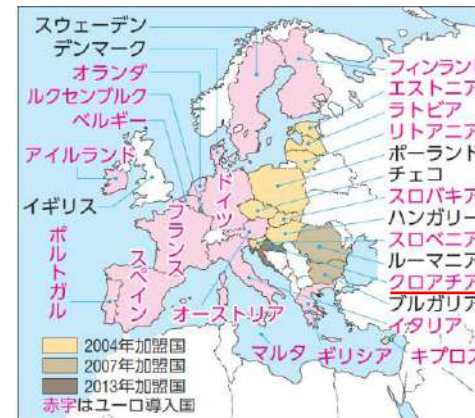


日本のおもな FTA/EPA交渉 2022年現在。

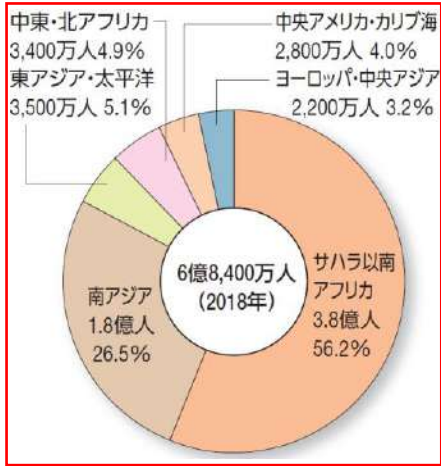
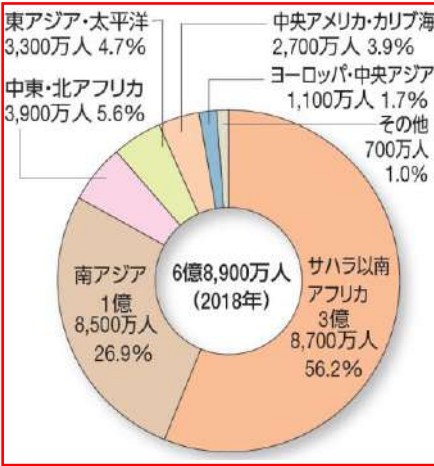


日本のおもな FTA/EPA交渉 2023年現在。

58 279 図3



番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
59	284	1-2	<p>▶ 貧困削減への新たな動き 地球人口約<u>76</u>億人のうち、世界銀行の貧困ラインである1日2.15ドル未満で暮らす<u>絶対的貧困層は約6.8</u>億人といわれる(2018年)。</p>	<p>▶ 貧困削減への新たな動き 地球人口約<u>80</u>億人のうち、世界銀行の貧困ラインである1日2.15ドル未満で暮らす<u>絶対的貧困層は約6.9</u>億人といわれる(2018年)。</p>
60		注②	<p>②新しい可能性として移民による送金も注目される。発展途上国への送金額<u>5290</u>億ドル(2018年)は、世界のODA総額の約3倍に相当し、<u>対外直接投資の5分の2にのぼった。</u></p>	<p>②新しい可能性として移民による送金も注目される。発展途上国への送金額<u>6260</u>億ドル(2022年)は、世界のODA総額の約3倍に相当し、<u>対外直接投資に匹敵する金額にのぼっている。</u></p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
61	285	図1	 <p>1人あたり GNI 出生時の平均余命 5歳未満児死亡率 平均就学年数</p> <p>サハラ以南アフリカ 世界</p> <p>1 南北の格差 2019年。UNDP、ユニセフ資料による。</p>	 <p>1人あたり GNI 出生時の平均寿命 5歳未満児死亡率 平均就学年数</p> <p>サハラ以南アフリカ 世界</p> <p>1 南北の格差 2021年。UNDP、ユニセフ資料による。</p>
62	290	図1	 <p>中東・北アフリカ 3,400万人 4.9%</p> <p>東アジア・太平洋 3,500万人 5.1%</p> <p>南アジア 1.8億人 26.5%</p> <p>サハラ以南アフリカ 3.8億人 56.2%</p> <p>中央アメリカ・カリブ海 2,800万人 4.0%</p> <p>ヨーロッパ・中央アジア 2,200万人 3.2%</p> <p>6億8,400万人 (2018年)</p>	 <p>東アジア・太平洋 3,300万人 4.7%</p> <p>中東・北アフリカ 3,900万人 5.6%</p> <p>南アジア 1億 8,500万人 26.9%</p> <p>サハラ以南アフリカ 3億 8,700万人 56.2%</p> <p>中央アメリカ・カリブ海 2,700万人 3.9%</p> <p>ヨーロッパ・中央アジア 1,100万人 1.7%</p> <p>その他 700万人 1.0%</p> <p>6億8,900万人 (2018年)</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
63	後見返			
				

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
64	158	16	<p>社債や金融機関からの借入れは、返済の義務がある負債なので他人資本といい、株式などの自己資本と区別される。 <small>●p.169</small> <small>●p.162 (削除)</small></p>	<p>社債や金融機関からの借入れは、返済の義務がある負債なので他人資本といい、株式などの自己資本と区別される。 <small>●p.169</small></p>
65	187	注②	<p>②OECD…先進工業国の経済協議機関。安定的な経済成長、世界貿易の拡大、発展途上国への援助の促進と調整を目的とする。加盟国は2019年現在、37か国。</p>	<p>②OECD…先進工業国の経済協議機関。安定的な経済成長、世界貿易の拡大、発展途上国への援助の促進と調整を目的とする。加盟国は2023年現在、38か国。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
66	192	右段 5-6	<p>また、日本の相対的貧困率は国際的に高く(2)、子どもの貧困率も高い水準(13.9%, <u>2015年</u>)にある。</p>	<p>また、日本の相対的貧困率は国際的に高く(2)、子どもの貧困率も高い水準(11.5%, <u>2021年</u>)にある。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文
	ページ	行		
67	80	17	<p>MSA協定^②(日米相互防衛援助協定) <small>Mutual Security <u>Agreement</u></small></p>	<p>MSA協定^②(日米相互防衛援助協定) <small>Mutual Security <u>Act</u></small></p>

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
68	94 95	15-24 1-9	<p>4 障がい者差別 ◆ これまで障がい者は、健常者と同じように社会に出て、人間らしく生きることを妨げられることがあった。政府は、障害者基本法（1993年）を制定し、障がい者の自立と社会参加の支援をはかっているが、就職などにおける差別はなお解消されていない。</p> <p>性的少数派の権利保障 ▶ 性同一性障がい者や性的少数者(LGBT)の権利の保障も、重要な課題である。世界的には、同性間のパートナーシップに法的保護を与える国が増えている。東京都渋谷区が同性パートナーシップ条例を制定してから(2015年)、日本でも同様の取り組みを進める自治体が増えている。また、2003年制定の性同一性障害者特例法は、一定の条件を満たした人について、家庭裁判所の審判により、性別の取り扱いを変更することを可能とした。</p> <p>判例① ハンセン病国家賠償訴訟…ハンセン病患者の人々は、「らい予防法」(1931年制定)などによって強制的に療養所に入れられ、子孫を残すことも禁じられた。医学的に不要な隔離政策は、患者や家族への差別・偏見を助長した。1996年に同法は廃止されたが、元患者らは、隔離政策で人権を侵害されたとして、国に対して損害賠償を求める訴訟を起こした。熊本地裁は国の責任を認め、損害賠償を命じた(2001年)。国は控訴を断念し、元患者への補償、名誉回復、年金創設などの支援策をとることを決め、謝罪した。</p> <p>これらの差別をなくしていくためには、国や地方公共団体がさまざまな政策を通じて取り組んでいくことはもちろんだが、一人ひとりが個人として尊重される社会を作るため、私たちが、自分自身の課題として受け止め、その根絶のために努力していく必要がある。</p> <p>▶ 社会権とは 20世紀に入り、自由権や平等権に加えて、すべての人に人間らしい生活を求める権利(社会権)を保障することが必要だと考えられるようになった。社会権は、国に対して積極的な施策を要求する権利である。日本国憲法も、生存権、教育を受ける権利、労働基本権などの社会権を定めている。</p>	<p>4 障がい者差別 ◆ これまで障がい者は、健常者と同じように社会に出て、人間らしく生きることを妨げられることがあった。政府は、障害者基本法（1993年）を制定し、障がい者の自立と社会参加の支援をはかっているが、就職などにおける差別はなお解消されていない。</p> <p>性的少数派の権利保障 ▶ 性同一性障がい者や性的少数者(LGBT)の権利の保障も、重要な課題である。世界的には、同性間のパートナーシップに法的保護を与える国が増えている。東京都渋谷区が同性パートナーシップ条例を制定してから(2015年)、日本でも同様の取り組みを進める自治体が増えている。また、2003年制定の性同一性障害者特例法は、一定の条件を満たした人について、家庭裁判所の審判により、性別の取り扱いを変更することを可能とした。</p> <p>このような差別をなくしていくためには、国や地方公共団体がさまざまな政策を通じて取り組んでいくことはもちろんだが、一人ひとりが個人として尊重される社会を作るため、私たちが、自分自身の課題として受け止め、その根絶のために努力していく必要がある。</p> <p>▶ 社会権とは 20世紀に入り、自由権や平等権に加えて、すべての人に人間らしい生活を求める権利(社会権)を保障することが必要だと考えられるようになった。社会権は、国に対して積極的な施策を要求する権利である。日本国憲法も、生存権、教育を受ける権利、労働基本権などの社会権を定めている。</p> <p>判例① ハンセン病国家賠償訴訟…ハンセン病患者の人々は、「らい予防法」(1931年制定)などによって強制的に療養所に入れられ、子孫を残すことも禁じられた。医学的に不要な隔離政策は、患者や家族への差別・偏見を助長した。1996年に同法は廃止されたが、元患者らは、隔離政策で人権を侵害されたとして、国に対して損害賠償を求める訴訟を起こした。熊本地裁は国の責任を認め、損害賠償を命じた(2001年)。国は控訴を断念し、元患者への補償、名誉回復、年金創設などの支援策をとることを決め、謝罪した。</p>

番号	訂正箇所		原 文	訂 正 文																					
	ページ	行																							
69	119	表2																							
70																									
			<table border="1"> <tr> <td>再婚禁止期間規定違憲判決(2015.12.16)</td> <td>女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である(14条①、24条②)</td> <td>2016年に民法は改正された</td> </tr> <tr> <td>孔子廟訴訟(2021.2.24)</td> <td>孔子廟(孔子の霊を祀る建物)のための公有地の無償提供は憲法の政教分離原則に違反(20条③)</td> <td>孔子廟の設置者は公園使用料を支払うことになった</td> </tr> <tr> <td>国民審査在外投票規定違憲判決(2022.5.25)</td> <td>裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条、79条①)</td> <td>2022年に国民審査法の改正が閣議決定された</td> </tr> </table> <p>最高裁の主な違憲判決・決定</p>	再婚禁止期間規定違憲判決(2015.12.16)	女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である(14条①、24条②)	2016年に民法は改正された	孔子廟訴訟(2021.2.24)	孔子廟(孔子の霊を祀る建物)のための公有地の無償提供は憲法の政教分離原則に違反(20条③)	孔子廟の設置者は公園使用料を支払うことになった	国民審査在外投票規定違憲判決(2022.5.25)	裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条、79条①)	2022年に国民審査法の改正が閣議決定された	<table border="1"> <tr> <td>再婚禁止期間規定違憲判決(2015.12.16)</td> <td>女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である(14条①、24条②)</td> <td>2016年に民法は改正された</td> </tr> <tr> <td>孔子廟訴訟(2021.2.24)</td> <td>孔子廟(孔子の霊を祀る建物)のための公有地の無償提供は憲法の政教分離原則に違反(20条③)</td> <td>孔子廟の設置者は公園使用料を支払うことになった</td> </tr> <tr> <td>国民審査在外投票規定違憲判決(2022.5.25)</td> <td>裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条、79条①)</td> <td>2022年に国民審査法が改正された</td> </tr> <tr> <td>性別変更の手術要件規定違憲判決(2023.10.25)</td> <td>戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術が必要であるとする法律の規定は違憲(13条)</td> <td></td> </tr> </table> <p>最高裁の主な違憲判決・決定</p>	再婚禁止期間規定違憲判決(2015.12.16)	女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である(14条①、24条②)	2016年に民法は改正された	孔子廟訴訟(2021.2.24)	孔子廟(孔子の霊を祀る建物)のための公有地の無償提供は憲法の政教分離原則に違反(20条③)	孔子廟の設置者は公園使用料を支払うことになった	国民審査在外投票規定違憲判決(2022.5.25)	裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条、79条①)	2022年に国民審査法が改正された	性別変更の手術要件規定違憲判決(2023.10.25)	戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術が必要であるとする法律の規定は違憲(13条)	
再婚禁止期間規定違憲判決(2015.12.16)	女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である(14条①、24条②)	2016年に民法は改正された																							
孔子廟訴訟(2021.2.24)	孔子廟(孔子の霊を祀る建物)のための公有地の無償提供は憲法の政教分離原則に違反(20条③)	孔子廟の設置者は公園使用料を支払うことになった																							
国民審査在外投票規定違憲判決(2022.5.25)	裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条、79条①)	2022年に国民審査法の改正が閣議決定された																							
再婚禁止期間規定違憲判決(2015.12.16)	女性に6か月の再婚禁止期間をおく民法の規定は、100日をこえる部分については合理性がなく違憲である(14条①、24条②)	2016年に民法は改正された																							
孔子廟訴訟(2021.2.24)	孔子廟(孔子の霊を祀る建物)のための公有地の無償提供は憲法の政教分離原則に違反(20条③)	孔子廟の設置者は公園使用料を支払うことになった																							
国民審査在外投票規定違憲判決(2022.5.25)	裁判官の国民審査について在外邦人の投票権を認めない国民審査法は違憲(15条、79条①)	2022年に国民審査法が改正された																							
性別変更の手術要件規定違憲判決(2023.10.25)	戸籍上の性別を変更するには生殖能力をなくす手術が必要であるとする法律の規定は違憲(13条)																								
69				69																					
71	243	3	<p>M.Gorbachev ゴルパチョフ共産党書記長 1931~</p>	<p>M.Gorbachev ゴルパチョフ共産党書記長 1931~<u>2022</u></p>																					

番号	訂正箇所		原文	訂正文
	ページ	行		
1	177	図1	<p>(単位：兆円)</p> <p>【平成2(1990)年度当初予算】</p> <p>歳入 66.2 税収58.0 消費税5.3 所得税21.4 法人税19.7 その他11.6 その他収入2.6 5.6</p> <p>歳出 66.2 公共事業費 社会保障関係費 建設国債 6.2 5.1 4.2 その他9.6 11.6 地方交付税15.3 国債費14.3</p> <p>防衛費 文教・科学振興費</p> <p>【令和5(2023)年度予算】</p> <p>歳入 114.4 税収89.4 所得税21.0 法人税14.6 消費税23.4 その他10.4 9.3 6.6 赤字国債29.1</p> <p>歳出 114.4 公共事業費 その他収入 建設国債 6.1 5.4 10.2 その他14.2 社会保障関係費36.9 地方交付税16.4 国債費25.3</p> <p>防衛費 文教・科学振興費</p>	<p>(単位：兆円)</p> <p>【平成2(1990)年度当初予算】</p> <p>歳入 66.2 税収58.0 消費税5.3 所得税21.4 法人税19.7 その他11.6 その他収入2.6 5.6</p> <p>歳出 66.2 公共事業費 社会保障関係費 建設国債 6.2 5.1 4.2 その他9.6 11.6 地方交付税15.3 国債費14.3</p> <p>防衛費 文教・科学振興費</p> <p>【令和5(2023)年度予算】</p> <p>歳入 114.4 税収89.4 所得税21.0 法人税14.6 消費税23.4 その他10.4 9.3 6.6 赤字国債29.1</p> <p>歳出 114.4 公共事業費 その他収入 建設国債 6.1 5.4 10.2 その他14.2 社会保障関係費36.9 地方交付税16.4 国債費25.3</p> <p>防衛費 文教・科学振興費</p>
2	219	表3	<p>社会福祉</p>	<p>社会福祉</p>